

昭和十九年三月



南方地域トノ資金交流等ニ關スル決定調

外資信託管理

文見法書

支那の支那

地方地取トノ買金交換等ニ關スル決定書

目次

第一本邦ト地方地取等

一本邦同送金取納規則制定ノ件（昭一七共二九海軍令第一號）・・・一頁

（地方占領陸軍地取ヨリ本邦同送金ニ關スル現地陸軍軍政令）

三送金爲替取納令（昭一八下氏政府令）・・・七頁

（地方海軍地取ト他地取トノ爲替取引ニ關スル現地海軍政令）

三地方海軍地取分ニ關スル取納ノ件（昭一八共下八海軍令）・・・八頁

（地方海軍地取分及既發行軍票ヲ外國送金トシテ取納ル件）

四地方海軍地取ト國內各地取同爲替取引ニ關スル件（昭一八共一

〇海軍令）・・・二三頁

(三) 五万圓以上五万圓以下の金額を引くに当り、五万圓以上の金額を算入するに當り、

（事務的決定）

五 五万圓中地蔵（海軍地蔵）ト本邦トノ間、送金ニ關スル件（第一
八七次議）。

（中村副政長旨ト打合セ所方針）

六 五万圓中地蔵ヨリ、本邦向送金爲替支拂ニ關スル許可申請ノ包
括許可ノ件（第一八七二三次議）。

七 五万圓中地蔵ヨリ、領事館送金ニ關スル證明書及許可證支拂
手、ニ關スル件（第一八七二七次議）。

（大臣官記原旨事務決定）

八 本邦向送金取組規則改正ノ件（第一八七九号政令第九號）。

(一) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部海軍部改定書ノ件)

九 本邦同送金取納規則運用指針。 六一頁

(二) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部改定書ノ件)

十 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金取納規則運用指針。 六一頁

結手續ニ關スル件。 七六頁

(三) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部改定書ノ件)

(四) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部改定書ノ件)

十一 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金取納規則運用指針ニ關スル件

(五) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部改定書ノ件) 八七頁

十二 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金取納規則運用指針ニ關スル件

(六) 海軍省海軍部海軍地籍ヨリ本邦同送金ニ關スル地籍地籍部改定書ノ件) 九五頁

交野 陸軍省

三、南方占領地域相互間

一、占領地相互間ニ於ケル軍及軍船以外ノ旅行者ノ旅費取立規則制定ノ件（昭一七六一一南政令第二號）……………三〇一頁

（陸軍占領地域相互間旅費ニ關スル現地陸軍軍政令）

二、南方陸軍占領地域ノ爲替送金取扱ニ關スル暫定措置ノ件（昭一七一一二決裁）……………三一二頁

（大藏省陸軍省協賛決定）

三、南方陸軍占領地域ヨリ支那向送金取扱規則制定ノ件（昭一八三六南政令第五號）……………三二七頁

四、南方占領地域ト他地域トノ爲替取引ニ適用スベキ爲替換算率ニ關ス

交易管理規則

ル行 (附一八一〇ニハ決裁) : : : : : 三三八頁

(外南人商標ノ取引ニ付爲替換算率適用ノ件)

三、通商取引及通商ノ交易外取引ニ關スル件 (附一八一、一一一決裁)

(當省卜監事省卜ノ照會回答) : : : : : 三三〇頁

第三、南方占領地域ニ於ケル爲替管理關係ニ關スル件

一、南方占領地域ニ於ケル爲替管理關係中ニ關スル件

(附一八一、一三決裁) : : : : : 五〇一頁

二、南方占領地或所在本邦爲替銀行ノ圖爲替管理關係中ニ關スル事務

取扱規程 (附一八三、二四承認) : : : : : 五〇七頁

三、南方占領地爲替管理規則 (附一八六) : : : : : 五一六頁

文目録

華政令 第一號

本邦向送電取辦規則制定ノ件

本邦向送電取辦規則別冊ノ制定ニ

應和十七年五月二十九日

南方軍最高指揮官

伯耆守 内

一

文目録

第一條 南方占領地ニ在リテハ軍艦至ルニ北ニ向テハ...

地方ニ在リテハ陸軍長以下同ジノ許可ヲ受ケルニ在ラバ本邦

内地、朝鮮、臺灣及南洋羣島ヲ過リテ以下同ジノヘテ送金ヲ着メ...

トナシ得ズ但シ左ニ掲ゲル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍人又ハ軍艦ガ本邦ヘ旅行スル其ノ所有スル南方領地金庫券

又ハ本邦通貨ヲ携帶スルトキ但シ本邦通貨ヲ携帶シ得ルハ二...

部以下トス

二 前條ニ該當セザル本邦人ノ旅行者ガ其ノ所有スル南方領地金庫

券又ハ本邦通貨ヲ過ジニ由テ相當額以下ヲ携帶スルトキ

三 軍人又ハ軍艦ガ軍ニ付テ送金ヲ受ケタル場合、手書又ハ電報等

等一處ニ該當セザル本邦人ノ旅行者ガ所屬トシテ前二條ニ依リ

携帶スル金額ト過ジニ由テ相當額以下ヲ送金スルニ依リ

文見...
...

一 本邦 行券及入道...
ノ可ク受ケルコトヲ得ス但シ...
行カ渡前許可書ヲ所持スル者
ヨリ軍票トノ交換ニ依リ取得シタル本邦...
行券ヲ本邦へ送付ス
ル場合ハ此ノ限ニテラス

二 一 條ノ許可ヲ受ケタル者...
邦 行券ヲ以テ爲スコトヲ得ス
邦 行券ヲ以テ爲スコトヲ得ス

三 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス

四 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
五 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
六 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
七 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
八 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
九 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス
十 邦 行券ノ規定ニ違反シ本邦へノ送付...
邦 行券ニ違反スルモノニ非サルコトヲ確信スルニ非サレハ兵ノ引
受テ爲スコトヲ得ス

本令、昭和十七年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

文目録

文目録

本邦向來主許可申請書

郵政部長

殿

年 月 日

申請者ノ住所
職業氏名又ハ商號

(代表者氏名)

票題ノ件左ノ通及申請候也

一送ニノ方法

二送ニノ類

三受取人アル場合ニハ其ノ住所職業及氏名又ハ商號

取被行ノ住所及商號

四送ニノ取被行ノ住所及商號

五送ニノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由

六其ノ他参考トナルヘキ事項

文見註

注意

- (一) 本許可申請書、正副二冊ヲ作成シ、郵務部ニ提出スヘシ
- (二) 第一項ニ、軍票現送ニ行經由送ニ（電信爲替、送ニ手形、行換送ニ票）等ノ別ヲ記載スヘシ
- (三) 第二項ノ金額ハ、送ニ以テ記載スヘシ
- (四) 第三項ハ、軍票現送ノ場合ハ、記載スルノ要ナシ
- (五) 第五項ニ、軍票現送ノ場合ニハ、本邦ニ向ケ出發ノ時期、銀行經由送ニノ場合ニハ、銀行ニ申込ノ時期ヲ記載スヘシ
- (六) 第六項ハ、成ルヘク詳細ニ記載スヘシ
- (七) 第七項ニハ、過去ニ於ケル送ニ実績其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ
- (八) 本許可申請書ノ用紙ハ、改竄ニ不便ナラサルモノヲ用フヘシ

文見...

昭和十八年一月十八日

昭和十八年一月十八日

發信者、

南方政務部長
經理局長

發信者、

發信者、南西方面陸隊民政總監

發信者、南西方面陸隊民政總監

民政政府財金密第三三號送金爲替等取締令附件在記以外券或無之送金爲替
本邦ニ於ケル邦貨ノ携帶輸入ハ總ベテ許可ヲ要スル筈前所付券據ヲ備エハ
條第一號中邦貨ニ就テハ證明書ヲ携帶セシケル等適宜ノ方法ヲ講ズルコト
度尙別ニ大藏省ヘハ邦貨ノ無許可携帶輸入ニ付用テ交渉中ヘハ邦貨ノ無許可

Handwritten Japanese text, likely a preface or introductory section, consisting of several vertical columns of characters.

Handwritten Japanese text, possibly a list or detailed notes, with some characters appearing to be in a different script or dialect.

別紙一

民政府令第...

送金爲替等取締台案

- 第一條 本令施行地（南西方面植民政府管轄地域ヲ謂フ以下同シ）外ノ地へ送金ヲ爲シ又ハ本令施行地外ノ地ニ仕向ケタル信用狀ヲ發行若ハ取極セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ本邦へ送付又ハ携帶スル爲必要ナルトキ
 - 二、軍人、軍屬以外ノ者カ一ヶ月二百盾相當額以下ノ金額ヲ本邦へ送付又ハ携帶スル爲必要ナルトキ
 - 三、官廳ノ爲ストキ
- 第二條 本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ本令施行地外ノ地ニ送付又ハ携帶セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲ク

文目録

ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他カ給與ヲ受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二、軍人、軍屬以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲ニ二百盾相當額以下ノ外貨カ旅費ニ充テラレタル送金爲替ノ支拂

三、官廳ノ爲ストキ

第三條 銀行カ本令施行地外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂
又ハ信用狀ニ基ク爲替ノ買入ヲ爲サントスル取立所轄民政部長官ノ許可ヲ受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 本令施行地外ノ地ヨリ本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ搬入セ
ントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受ケヘシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他カ給與ヲ

軍票ノ携帶ニ付テハ... 軍票ノ携帶ノ爲メ...

携帶スルトキ

二、軍人、軍屬以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲二百盾相當額以下ノ外貨軍票ヲ携帶スルトキ

三、官廳ノ爲メトキ

第五條 前各條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ監禁又ハ一萬盾以下ノ罰金ニ處ス但シ當該取引又ハ行爲ノ目的物ノ價格ノ三倍カ一萬盾ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍トス

附則

本令ハ昭和十八年一月一日ヨリ施行ス

文見...

Faint vertical text columns on the right page, possibly bleed-through or ghosting from the reverse side.

別紙二

各民政部長宛通函候

送金爲替等取附令ニ依ル許可申請書ノ
處理手續及許可方針ノ件

文部省事務

送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ
處理手續及許可方針等

第一 許可申請書ノ處理手續

- 一、申請書ノ様式ハ別送民政部ニ於テ定メラルモカド以正副三通但
チ提出セシムルコト
- 二、當分ノ間民政部ノ外支部ニ於テモ許可事務ヲ取扱フコト但
シ重要ナル事項ニ付テハ所轄民政部長官ノ指示ヲ受クルコト
- 三、審査ノ結果許可スヘキモノト認メタルトキハ申請書正本ノ
末尾ニ許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）ノ印ヲ押
捺シテ下附スルコト
- 四、審査ノ結果許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ申請書
正本ノ末尾ニ不許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）
ノ印ヲ押捺シテ返付スルコト
- 五、申請書中審査ノ結果ハ正本ト同一ノ記載ヲ爲シ許可也（又

ハ不許可通知書ヲ編トシテ保存スルコト

六、送金許可證ニハ送金ノ際銀行ヘ呈示シ其ノ裏書ヲ受クヘキ旨ヲ適宜ノ箇所ヘ附記スルコト

七、許可證ニハ整理番號ヲ附シ判別ヲ容易ナラシムルコト

八、送金許可申請書ハ當分ノ間送金ニ必要トスル都度個別的ニ提出セシムルコト但シ銀行ノ業務上必要ナル送金ニ付テハ一定ノ期間、金額ニ限り包括的ニ許可スルコトヲ得

第二 爲替許可方針其ノ他

一、本令施行地外ト爲替取引ハ當分ノ間本邦（内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ヲ謂フ）トノ間ニ限ルコトトシ爪哇其ノ他陸軍地國滿洲國爲替爲陸協定ニ依ル爲替ヲ除ク）及支那、滿洲國等ノ爲替ハ當方ヨリ指示アル迄之カ取扱ニ爲ササルコト

二、本邦ヘノ送金ハ圓爲替トシ盾軍票又ハ在來盾貨ニ對價トシ

一、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
二、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
三、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
四、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
五、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
六、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
七、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
八、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
九、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ
十、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ

一、對一ノ對圓換算率ヲ以テ之カ取組ニ爲スコト
信用狀ノ發行ハ手形振出地ニ本邦ニ限定シタル圓貨旅行信
用狀ニ限ルコト

三、本邦へ送金及信用状発行ノ許可方針左ノ如シ

(イ) 居留民ノ郷里送金
申請者ノ收入、職業、家庭事情等ヨリ判斷シ不當ノ送金
ニ非スト認メラルルモノハ許可スルコト

(ロ) 會社(個人營業者ニ含ム)ノ支店出張所ノ本社へ送金
會社ノ性質、本店トノ關係、支店出張所ノ業績等ヨリ判
斷シ不當ノ送金ニ非スト認メラルルモノハ許可スルコト

本社へ送金ニ名ニ精リ資金ニ本邦へ逃避セシムル虞
ルモノハ許可セザルコト

(ハ) 法令又ハ契約上ノ義務履行ノ爲ノ送金
法令又ハ契約上ノ義務履行トシテ本邦ニ於テ支拂ニ爲ス

法令又ハ契約上ノ義務履行トシテ本邦ニ於テ支拂ニ爲ス

文見...

爲必要ナル送金ハ許可スルコト

法令又ハ契約上ノ義務履行ニ名義リ資本本邦ニ逃避

セシムル虞アルモノハ許可セザルコト

(二) 旅費、滞在費等ノ送金又ハ旅行信用狀ノ取組申請者ノ地

位、旅行地、期間等ヨリ判断シ不當ノ送金ニ非スト認め

ラルルモノハ許可スルコト旅費ニ付テハ概ネ一ヶ月千盾

相當額以内滞在費ニ付テハ概ネ一ヶ月五百盾相當額以内

標準トスルコト

(三) 其ノ他ノ送金

原則トシテ許可セザルコト

四、本邦以外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂又ハ信

用狀ニ基ク手形ノ買取ハ當分ノ間許可セザルコト

五、銀行ニ對シテハ送金爲替ノ取組、支拂又ハ信用狀ノ發行、

之ニ基ク手形ノ買取ハ爲スニ當リ該取引カ本令ノ規定ニ違

文目録

Faint handwritten text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

第三 返スルモノニ非サルコトヲ確認スル様指示スルモノニス
一、搬出

本邦へノ送付又ハ携帶ハ當分ノ間外貨軍票ニ限ルモノトシ
本邦通貨、外國通貨及在來盾貨ノ本邦へノ送付又ハ携帶ハ
許可セサルコト、但シ銀行力軍票トシテ交換ニ依リ取得シタ
ル本邦通貨ハ本邦へ送付スルコトハ此ノ限りニ在ラザ
コト
本邦向旅行者ノ旅費ハ二百盾相當額ヲ超ユルモノハ成ルヘ
ク送金爲替又ハ信用狀ニ依リ之ヲ携帶セシムルコト
（本邦向旅行者ノ携帶金ニ付テハ或程度本邦通貨ノ携帶ニ
認ムルコトト致度モ右ハ消而中央ト打合ノト決定ス）
爪哇、馬來、比島等陸軍地區へノ旅行者ハ當分ノ間旅費相
當額ノ外貨軍票携帶ヲ許可スルコト

二、搬入

制限金額ニ超ユル本邦通貨ノ搬入ハ爲替管理法ノ許可ニ受ケタル
モノニ非サル限り許可セサルコト但シ本邦出發ニ際シ爲替管理法
ノ許可ニ受ケル~~ル~~ハカリシ等眞ニ事情已ムニ得スト認メラルルモ
ハ此ノ限りニ在ラサルコト
本邦以外ノ地ヨリノ本邦通貨ノ搬入ハ許可セサルコト
將來税關棧構整備ノトハ税關ニ於テ旅行者等ニ對スル通貨搬出入
ノ簡易許可事務ニ取扱フコト

文見...

藏外爲第七參參號

起 案 昭和十八年四月五日

決裁 昭和十八年四月十八日

外資局長 原口

爲替課長 東條

調橋本

總務課長 久保

南方開發金庫券ニ關スル取締ノ件

南方開發金庫券ヲ外國通貨ト解シ之カ携帶輸出入及交換ニ關スル制限免除等ニ付テハ別途決裁ヲ仰ギタル處ナルガ右ニ伴ヒ軍票ハ本邦通貨ニ含メテ取締ラレ居ル關係上南方占領地通貨表示軍票ハ軍票トスレバ本邦通貨トナリ、南方開發金庫券ト見レバ外國通貨トナリ實向一物ガ解釋ニ依リ取締様式ヲ異ニスルコトハ面白カラザルニ付且ハ既發行外貨軍票ハ國庫ニ對スル整理上ヲ除キ南方開發金庫券トシテ取扱フ方針ナルニ鑑ミ爾今外國爲替管理法上ハ現行外貨軍票ハ外國通貨タル南方開發金庫券ト見做スコトトシ其ノ旨左ニ示ス

一、以テ各機關、外國銀行、海峽殖民地及日本銀行宛通匯相成可

文見...

昭和十八年四月十九日
各 税 關 長 宛
外 資 局 長
從來南方占領地通貨表示ノ外貨軍票ハ軍票ナルガ故ニ本邦通貨ニ包含セ
シテ外國爲替管理法施行規則上本邦通貨トシテ取締ヲ受ケ来リタル莫
方開發金庫カ南方開發金庫券ヲ發行シ既發行ノ外貨軍票ハ之ヲ南方開發
金庫券ト見做スコトニ決定シ從ツテ外國通貨トシテ取締ルニトニ相成候
付テハ右御了知ノ上可然御取扱相成度此段及通候儀

昭和十八年四月十九日

各 税 關 長 宛

外 資 局 長

從來南方占領地通貨表示ノ外貨軍票ハ軍票ナルガ故ニ本邦通貨ニ包含セ
シテ外國爲替管理法施行規則上本邦通貨トシテ取締ヲ受ケ来リタル莫
方開發金庫カ南方開發金庫券ヲ發行シ既發行ノ外貨軍票ハ之ヲ南方開發
金庫券ト見做スコトニ決定シ從ツテ外國通貨トシテ取締ルニトニ相成候
付テハ右御了知ノ上可然御取扱相成度此段及通候儀

文庫

案 二

昭和十九年四月十九日

外資局長

外國爲替銀行宛 (關滿支ニ取引ヲ限定セラレタルヲ除ク)

從來南方占領地通貨表示ノ外貨軍票ハ本邦通貨ニ包含セラレ居リタル
處爾今右外貨軍票總テ南方開發金庫券ト見做スコトト相成從而外國
通貨トシテ取締ルニトト相成候ニ付テハ右御了知相成度
迫而南方開發金庫券ハ外國爲替銀行ニ對シテハ其ノ賣買ヲ認メザル
方針ニ付爲念

文見...

案 三

昭和十八年四月十九日

外資局長

兩替商宛

從來南方占領地通貨表示ノ外貨軍票ハ本邦通貨ニ包含セラレ居リタル
 處右外貨軍票ハ總テ南方開發金庫券ト見做スコトトナリタルニ付テハ
 之カ賣買ハ外國通貨ノ賣買トシテ取締ヲ受ケルコトトナルベキニ付御
 了知相成度
 追而南方開發金庫券ハ兩替商ニシテハ其ノ賣買ヲ認メザル方針ニ付
 爲念

素 四

昭和十八年四月十九日

外 資 局 長

日本銀行外事局長宛

從來南方占領地通貨表示ノ外貨軍票ハ本邦通貨ニ包含セシムルコトニ相
成居候處南方開發金庫券南方開發金庫券ヲ發行スルト共ニ既發行ノ外貨
軍票ハ國庫ニ對スル整理ノ關係ヲ除キ之ヲ南方開發金庫券ト見做スコト
ニ決定セルニ付テハ南方開發金庫券ハ外國通貨トシテ取締ルコトニ相成
候ニ付右御了知ノ上可然御取計相成度

文見...

日本...

昭和十八年七月十日

大藏省外資局長 原口武夫

陸軍省陸軍部長 栗橋保正殿

南方陸軍地域ト圈内各地間爲替
取引ニ關スル件

月九日付ヲ以テ協議ニ係ル首題ニ關スル件與存無之候條此段及
回答候也

大日本帝國政府

秘

第一本邦トノ場合

一、本邦向送金

〔左ニ該當スルモノニ付テハ必要額ヲ許可スルコト

イ 旅費

ロ 生活費

ハ 教育費、醫療費

ニ 保険料

ホ 借入金ノ返済ニシテ已ムヲ得ザルモノ

ヘ 事業利益金ノ送金但事業擔當者ノ資金狀態等ヲ勘案シ必要

ト認ムルモノ

ト 本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスル南方事業ニ屬スル費用但事業

擔當者ノ資金狀態、費用ノ性質等ヨリ勘案シ必要ト認ムル

モノ

チ 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

南方甲地域（陸軍地區）ト國內各地間爲替取引ニ關スル件

大日本帝國通則

前次申出候（通則）ノイニ關シテ此間候諸事ニ關スルハ

前次申出候（通則）ノイニ關シテ此間候諸事ニ關スルハ

其ノ辦理ニ必要ナルモノアリ

子ノ

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

本邦ニ於テ支拂キ必要ナルモノアリ前次申出候諸事ニ關スル費用計

大日本帝國政府

前項イ乃至ニ送金ニシテ一ヶ月二百圓以下ノモノニ付テハ

銀行ヲ經由スル場合ニ限リ軍政廳（ポルネオ）ニ在リテハ

長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ヒザルコト

（三）為替ハ國貨表示トスルコト

（四）為替銀行ニ相手方ノ許可ノ要否並ニ有無ヲ確認ヒシムルコト

（五）為替銀行ニ取引ニ關シ報告ヒシムルコト

（六）仕向送金爲替、該仕向取立爲替ニ適用ヒラルル爲替換算率ハ蓋

當リ換算上適用スル換算率ニ依ルコト

本邦ヨリノ送金

（一）左ニ該當スル送金ハ許可スルコト

イ 旅費

ロ 生活費

ハ 教育費、醫療費

ニ 保險金

大日本帝國政府

- ホ 船費、船用金
 - ヘ 新聞社映畫社關係資金
 - ト 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ
 - ニ 爲替ノ換算率ハ送金人、受取人ノ頼レカガ本邦人ナラザルトキハ戦前ノ換算率ニ依ルヲ原則トスルコト
 - 三 爲替ハ圓貨表示トスルコト
- 第三、泰、佛印トノ場合
- 一、泰佛印向送金
 - (一) 左ニ該當スル送金ハ必要額ヲ許可スルコト
 - イ 旅費
 - ロ 生活費
 - ハ 教育費 醫療費
 - ニ 借入金ノ返済ニシテ已ムチ得ザルモノ
 - ホ 民間小額交易等ニ伴フ決済

ニ 送金
ハ 送金
ロ 送金
ト 送金
ニ 送金
ホ 送金
ヘ 送金
ト 送金
ニ 送金
ホ 送金

送金ノ手續ハ送金人ノ頼レカガ本邦人ナラザルトキハ戦前ノ換算率ニ依ルヲ原則トスルコト

爲替ノ換算率ハ送金人、受取人ノ頼レカガ本邦人ナラザルトキハ戦前ノ換算率ニ依ルヲ原則トスルコト

爲替ハ圓貨表示トスルコト

泰、佛印トノ場合

泰佛印向送金

左ニ該當スル送金ハ必要額ヲ許可スルコト

旅費

生活費

教育費 醫療費

借入金ノ返済ニシテ已ムチ得ザルモノ

民間小額交易等ニ伴フ決済

大日本帝國勅諭
大日本帝國勅諭

- 本 員圖小總交長等ニ對テ此等
- ニ 對入金ノ取立ニモテ日ムキ等モハテ
- ハ 總官費 補給費
- 口 出前費
- ト 雜費
- (一) 此ニ適當スル基金ハ必要時ニ補填スルコト
- 一 泰南印内基金
- 兼ニ泰南印内ノ聯合
- (二) 爲替ハ國貨表示イヌルコト
- ハ 運前ノ對義率ニ遊ムキ取限イヌルコト
- (三) 爲替ノ對取率ハ基金人ノ受取人ノ降ノ成ニ本邦人ナラセザルコト
- イ 其ノ對義ニ必要イ限モスルコト
- ハ 海關通知書並海關對資金
- 本 雜費ノ費用金

大日本帝國政府

- ヘ 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ
- (一) 南方甲地域ニ於ケル爲替取引ハ軍政監(ボルネオニアリテハ參謀長)ノ許可ヲ要スルコト
- (二) 前項イ乃至ハノ決命ニシテ一ヶ月二百圓相當額以下ノ場合ハ許可ヲ要セザルコトトスルコト
- (三) 爲替ハ國貨表示トスルコト
- (四) 南方甲地域ニ於ケル爲替ハ現行圖爲替集中ニ準ジ本邦銀行ヨリ南方開發金庫ヲ經由シ日本銀行ヘ集中スルモノトスルコト
- (五) 爲替ノ取扱機關ハ差當リ本邦銀行ニ限ルモノトシ銀行ノ爲替賣買手数料ハ別ニ之ヲ定ムルコトトスルコト(爲替集中補償料ハ二十五錢ト豫定ス)
- 三兩替
- (一) 旅行者等ノ便宜ノ爲泰又ハ佛印ノ通貨ト南方甲地域現地通貨(南發券)トノ兩替ヲ認ムルコト
- 右兩替ハ差當リ本邦爲替銀行ヲシテ爲サシムルコト

大日本帝國通則

大日本帝國通則

二四三

政府ハ本國ノ本邦銀行ヲシテモ其ノハムルコト
第一、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第二、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

二十五、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

第三、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第四、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

第五、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第六、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

第七、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第八、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

第九、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第十、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

第十一、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト
第十二、本國ノ本邦銀行ハ其ノ本邦銀行ニシテモ其ノハムルコト

大日本帝國政府

(一) 兩替金銀ノ限度ハ原則トシテ一人二百圓以下トスルコト
(二) 兩替ニ付テハ一人百圓以下ノ場合ハ許可ヲ要セサルコトトスル
コト

(四) 南方甲地域ニ於ケル兩替ハ現行南方甲地域通貨相互間ノ兩替兼
中ニ準ジ本邦銀行ヨリ南方開發金庫集中スルコト

三、爲替若ハ兩替ノ許可ニ當リテハ泰滯貨、又ハ佛印滯貨トノ爲替兼
ハ兩替ノ貸借若ハ受拂ノ狀況ヲ勸察シ之カ調節ヲナスコト

第三、滿洲、關東州トノ場合

一、南方甲地域ヨリ滿洲及關東州ニ對スル爲替送金ノ範圍ハ左ノ如ク
スルコト

イ 滿洲及關東州在住ノ邦人ニ對シテハ本邦向同様ノ範圍及金額
ニ付爲替送金ヲ認ムルコト

ロ 滿洲及關東州在住ノ滿支人等ニ對シテハ支那向同様ノ範圍及
金額ニ付爲替送金ヲ認ムルコト

大日本帝國迎報

百七... 迎報... 日本... 軍... 陸軍省... 陸軍省經理局長 栗橋保正

昭和十八年七月九日

陸軍省經理局長 栗橋保正

大藏省外資局長 原口武夫殿

南方陸軍地域ト圈内各地間爲替取刷ニ關スル件

首題ノ件別紙ニヨリ實施致度ニ付貴見承知致シ度

交易簿

南方僻單地最ト函内各地間爲管取引ニ願スル件

第一本邦トノ場合

一 本邦向送金

（一）左ニ該當スル送金ニ付テハ必要額ヲ許可スルコト

- イ 旅費
- ロ 生活費
- ハ 教育費 醫療費
- ニ 保険料
- ホ 借入金ノ返済ニシテ已ムヲ得ザルモノ
- ヘ 事業利益金ノ送金但事業擔當者ノ資金状態等ヲ勘案シ必要ト認ムルモノ
- ト 本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスル南方事業ニ屬スル費用但事業擔當者ノ資金状態、費用ノ性質等ヨリ勘案シ必要ト認

文見...

Handwritten text in vertical columns on the right page, including a list of items and their descriptions.

ムルモノ

チ 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

(一) 前項イ乃至ニノ送金ニシテ一ヶ月二百圓以下ノモノニ付テハ

爲替銀行ヲ經由スル場合ニ限り現地軍政監(之ニ準スルモノ

ヲ含ム以下同シ)ノ許可ヲ受クルコトヲ要セサルコト

(二) 爲替ハ圓貨表示トスルコト

(三) 爲替銀行ニ相手方ノ許可ノ要否或ニ有無ヲ確認セシムルコト

(四) 爲替銀行ニ取引ニ關シ報告セシムルコト

(五) 仕向送金爲替、被仕向取立爲替ニ適用セラレル爲替換算率ハ

二、本邦ヨリノ送金

(一) 左ニ該當スル送金ハ許可スルコト

イ 取替

文見...

...

...

ロ 生活費

ハ 教育費 治療費

ニ 保険料

ホ 船費 船用金

ヘ 新聞社映畫社關係資金

ト 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

(二) 爲替ノ換算率ハ送金人、受取人ノ孰レカガ本邦人ナラサルト

キハ戦前ノ換算率ニ依ルヲ原則トスルコト

同爲替ハ附貨表示トスルコト

一、泰佛印トノ場合

一、泰佛印向送金

(一) 左ニ該管スル送金ハ必要額ニ許可スルコト

イ 旅費

交易手続書

ロ 生活費

ハ 教育費 治療費

ニ 借入金ノ返済ニシテ已ムヲ得サルモノ

ホ 民間小額交易等ニ伴フ決済

ヘ 其ノ他特ニ必要ト認めタルモノ

白 南方甲地域ニ於ケル爲替取引ハ軍政監ノ許可ヲ要スルコト

但前項イ乃至ハノ送金ニシテ一人一ヶ月二百圓相當額以下ノ

場合ハ許可ヲ要セサルコトトスルコト

三 爲替ハ圖貨表示トスルコト

四 南方甲地域ニ於ケル爲替ハ現行圖爲替集中ニ準シ本邦銀行ヨ

リ南方開發金庫ヲ經由シ日本銀行へ集中スルモノトスルコト

五 爲替ノ取扱機關ハ洋幣ヲ本邦銀行ニ限ルモノトシ銀行ノ爲替

買賣手数料ハ別ニ之ヲ定ムルコトトスルコトへ爲替集中補償

洋ハ二十五錢ト限定ス

二兩替

(一) 旅行者等ノ便宜ノ爲メ又ハ佛印ノ通貨ト南方甲地域現地通貨
(南發券)トノ兩替ヲ認ムルコト

右兩替ハ差當リ本邦爲替銀行ヲシテ爲サシムルコト

(二) 兩替金額ノ限度ハ原則トシテ一人二百圓以下トスルコト

(三) 兩替ニ付テハ一人百圓以下ノ場合ハ許可ヲ要セサルコトトス
ルコト

(四) 南方甲地域ニ於ケル兩替ハ現行南方甲地域通貨相互間ノ兩替
集中ニ準シ本邦銀行ヨリ南方開發金庫ヘ集中スルコト

三爲替若ハ兩替ノ許可ニ當リテハ泰通貨、又ハ佛印通貨トノ爲替
若ハ兩替ノ貸借若ハ受拂ノ狀況ヲ勘案シ之カ調節ヲナスコト

兼三滿洲、關東州トノ場合

一、南方甲地域ヨリ滿洲及關東州ニ對スル爲替送金ノ範圍ハ左ノ如クスルコト

イ 滿洲及關東州在住ノ邦人ニ對シテハ本邦向同様ノ範圍及金額ニ付爲替送金ヲ認ムルコト

ロ 滿洲及關東州在住ノ滿支人等ニ對シテハ支那向同様ノ範圍及金額ニ付爲替送金ヲ認ムルコト

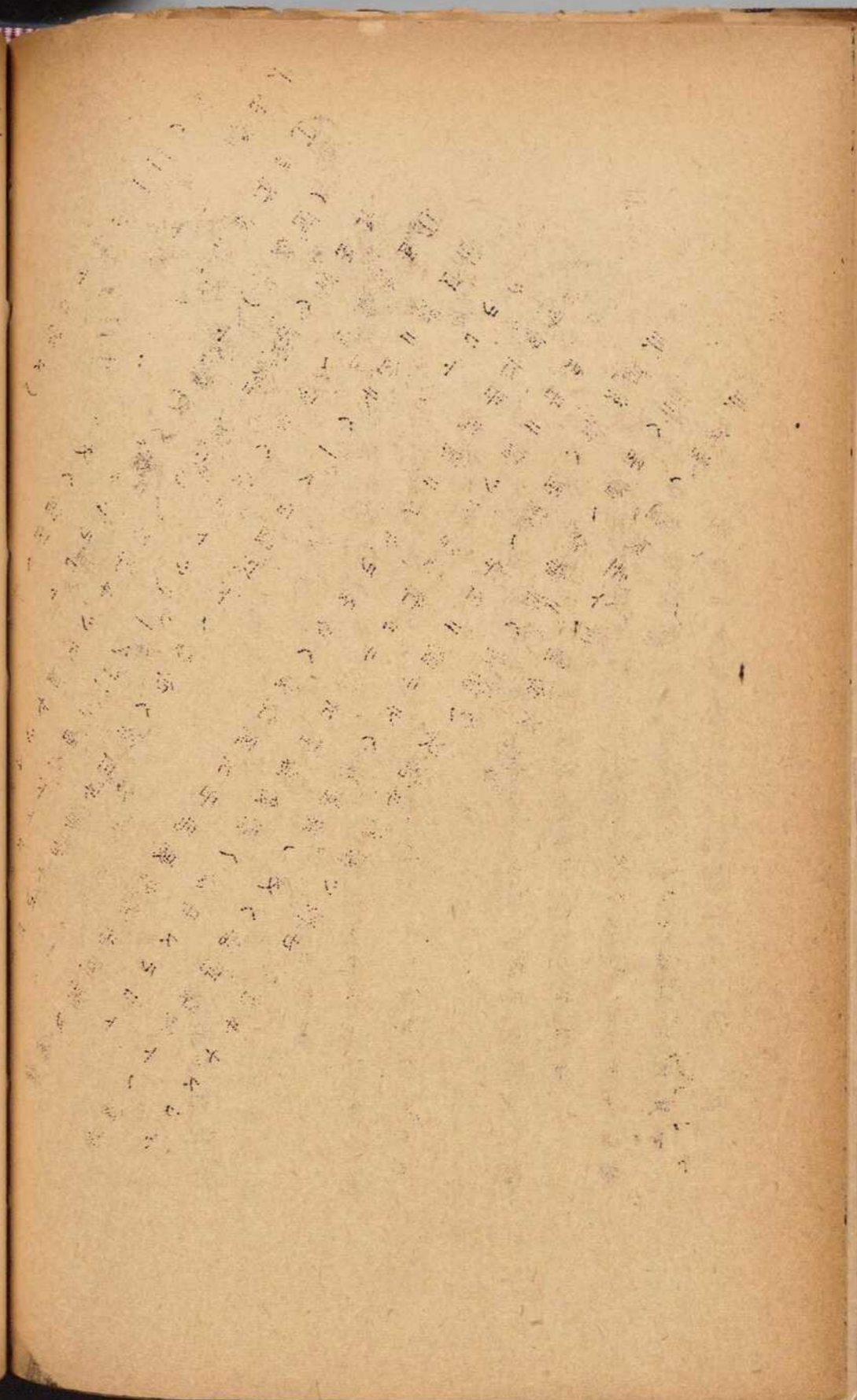
ニ 爲替ハ圓貨表示トスルコト

三 爲替取扱ハ差當リ本邦銀行ニ限ルモノトスルコト

四 南方甲地域ニ於ケル爲替ハ現行圓爲替集中ニ準シ本邦銀行ヨリ南方開發金庫ヲ經由シ日本銀行へ集中スルモノトスルコト

五 南方甲地域ニ於ケル爲替取扱ハ軍政監ノ許可ヲ要スルコト

但シ日本人ニ對シテハ一人一ヶ月二〇〇圓以下ノモノニ付テハ許可ヲ要セサルモノトス



文見...

文書目録

Handwritten notes on the right page of the left spread, including a list of items and their details.

Handwritten notes on the left page of the left spread, including a list of items and their details.

取扱方針

一 本部より取方商案

1 取方商案

取方ニ取ルコト 取方トシテ一ヶ月一千圓ヲ最高限至トシ航空運賃等ノ買置ガ 割高ノ爲一千圓ヲ超ユル場合ハ其ノ範囲ニ於テ之ヲ許可ス

2 運賃

原明トシテ一ヶ月一千圓ヲ最高限至トシ有給車等ニ付シテ 八割ノ現地収入ニ取ラシムル方針トス

3 生活費

生活費ニ係リ必要最低限至ニ於テ之ヲ認ム

4 災害

戦事死亡傷者等ノ遺族ニ付スル給付ハ之ヲ認ム但し其ノ金額支給 限度ヨリ代償店等ニ付スル給付モモ含ム

取方甲地等（概三回）ト本局トリ付ノ取方ニ 取方ニ 取方ニ

文見...

一、...アル場合ハ之ヲ認ム

5 船舶関係費令
船費用令、船費等ノ送令ハ之ヲ認ム

6 新聞社、映畫社等ノ送令
現地ニ於ケル輸入無キ事情、其ノ直博上ノ效果ヲ考慮シ相當程
度ノ送令ヲ認ム

7 外國公館補給費令
必要ノ限度ニ於テ之ヲ認ム但戦前ノ基準率ニ依ル
8 渡留者送令、渡留者ノ為メ送令

原則トシテ本邦人渡留者送令状況トモ
ミ合ハセ補給等ヨリ
リ実行ニ由送令アリタル場合（本邦人渡留者ノ為ニ送令シ得
ル外費送令トナル場合）ハ之ガ送令ニ認ム

支店代理店

9 運賃料、通関料、積み下ろし料、ガソリン代、係上等必要ナル費用ハ送付ヲ認ム

二 支店ヨリ本社向送付ノ支拂

1 旅費

本社向出張又ハ一時帰國ノ爲ニ必要ナル資金ヲ送付シ來レル場
合ハ之ヲ認ム

2 滞在費

前項ニ同ジ

3 生活費

家族生活費ノ送付又ハ支店ニ於ケル仕事切リ場ゲノ上内地歸來
者ノ生活資金ニシテ取得困難ニ支拂ナキモノノ送付ノ支拂ハ之ヲ
認ム

4 保険料

職事死亡傷害保険料、他ノ保費料又ハ保險會社支店代理店ノ受
取保費料ノ内地保費會社宛送付ハ之ヲ認ム

Handwritten text on the right page, including a title and several columns of vertical entries.

Handwritten text on the left page of the right-hand spread, including a title and several columns of vertical entries.

○ 運送費、送付

西米仕入金、重附國貨仕入金、懸安備其他軍需品ノ爲メ
全、送付等軍需品ナラザルモ必要已ムヲ待ザルモノト爲ノラル
ル送金ノ支拂

○ 南方軍費ニ懸スル費用

事業費當者ノ管余情況ニ依リテハ左ニ該當スルモノハ左列ノ支
拂ヲ認ム

イ 機敵装置、燃料、軍用、運搬具、工具、器具

ロ 主要材料、部品、補助材料、消耗器具、事務用品

ハ 代金、手数料、引取費用、荷役費、保費料、送料

ニ 倉庫料、保管料、荷造費、運搬費、有給費

ホ 労賃報酬、給料費、手當費、支度料、旅費、生命保費料

7 南方軍費管理

左ニ該當スルモノハ左列ノ支拂ヲ認ム

文房雜考

不給料費也、其與半當、雜家雜料、遠觀實立法等二派小異也

全、形變、交運也

口通傳書、其用用信書、福利施設

ハ近代、家賃、銷却費、保費料、修繕費、説明書、冷房費、燃

料費

文見若生信

陸 第 十八 年 七 月 二 十 三 日
海 軍 省 附 屬 官 署 附 屬 官 署 附 屬 官 署

外 資 局 長 原 口

電 聲 課 長 袁 條

杉 山 讓 裕 毛 田
橋 本 天 野

軍 方 占 領 地 三 リ ノ 送 金 等 支 辨 ニ 關 ス ル 許 可 事 項 ノ 件

從 來 軍 方 占 領 地 域 ヨ リ ノ 送 金 ニ 付 テ ハ、生 活 費 ノ 送 金 ニ 關 ス ル モ ノ ナ
除 キ 原 則 ト シ テ 其 ノ 都 度 個 々 ニ 申 請 セ シ メ 居 リ タ ル 處 從 來 ノ 經 驗 ニ 鑑
ミ 左 記 ノ モ ノ ニ 付 テ ハ 六 ヶ 月 分 テ 包 括 シ 許 可 ス ル モ 支 障 無 之 ト 被 思 料
ニ 付 左 案 テ 以 テ 關 係 銀 行 ニ 通 牒 相 成 可 然 哉

記

- 一、官 廳 ノ 送 金
- 二、本 邦 人 ノ 在 内 家 族 へ ノ 仕 送 金 ノ 送 金 ニ シ テ 一 ヶ 月 五 百 圓 以 下 ノ モ ノ
- 三、寄 附 金、慶 弔 金、ニ シ テ 一 口 竟 萬 圓 以 下 ノ モ ノ

文見註書

四 一口貳千圓以下ノ本邦人持歸金、生命保險料、遺留金

案

年 月 日

外 資 局

正金、臺銀、帝銀 宛

(件名首題ノ通り)

兩方占領地域ヨリノ送金爲替ノ支拂ニシテ左記ニ掲クルモノニ付テハ
六ヶ月分ヲ包括シ許可スベキニ付手續相成度

記

一 官廳ノ送金

一 本邦人ノ在內家族ヘノ仕送金ノ送金ニシテ一ヶ月五百圓以下ノモノ

一 寄附金、慶弔金ニシテ一口壹萬以下ノモノ

一 一口貳千圓以下ノ本邦人持歸金、生命保險料、遺留金

以上

文房書生

明治十八年七月二十七日
海軍省

外務局長
海軍省
海軍省

東方陸軍地城ヨリ、事業ニ係ルニ
聲明書及許可書等付手ニスル件
宣明、年ニシテ、海軍省海軍局長ヨリ海軍省之長官宛て文書之
海軍省海軍局長ヨリ海軍省海軍局長宛て文書之

文書部 庶務課 庶務係 庶務係長

年 月 日

外 官 局 長

陸軍省 逓 送 局 長 宛

昭和十八年七月二十二日付逓送主送第七五一號ヲ以テ照會ニ於ル爾方逓送
事務係長ヨリ、逓送事務係長ニ向スル證明書及許可證送附手續ニ關スル件異
同紙之類ニ此證及同答候也

文見...

三三三七一

南方陸軍地域ヨリノ...

昭和十八年七月二十二日

大...

南方陸軍地域ニ於ケル事業ノ...

左記

一、南方事業ヨリ本邦向給...

文見...

二、...トシテ...

三、...ト...

三、...ト...

也ニ於ケル...

トシ萬一...

文目録

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニスル件

第一、南方甲地域ニ於ケル事業（以下南方事業ト稱ス）ニ就テハ
當該運営者ノ南方甲地域以外ノ地域ニ於ケル事業ト區別シテ其
ノ收支計算ヲ爲スモノトス

第二、南方事業ニ關スル費用ニシテ創辦ノモノヲ現地通貨ニテ
集計シ又ハ現地通貨ヲモノヲ創辦ニテ集計セントスル場合ニ
於テハ之カ換算率ハ差當リ一対一トス

第三、南方事業ニ關スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ受スルモノ
ニ就テハ運営者ノ本邦ニ於ケル資産状態、費用ノ性質等ニ從ヒ
別紙第一ニ定ムル處ニヨリ其ノ資産ノ本邦向送付ヲ爲シ得ルモ
ノトス

第四、運営者ノ事業ノ性質、事業ノ地域区分ノ状況、運営者ノ本
邦ニ於ケル資産状態、其ノ他ノ事情ニヨリ特別ノ必要アル場合

ニ於テハ別紙第二ニ定ムル處ニヨリ兩方事務ヨリ生シタル利益
ノ本邦向送命ヲ送スコトヲ得ルモノトス

Handwritten text in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to read, but appears to be organized in columns or paragraphs.

Vertical handwritten text on the right edge of the page, possibly a page number or a reference mark.

文目録

別表第一

南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂當用
ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ取扱要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三ニヨリ
南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂當用ノ範圍並之カ本邦向送金ハ左記
リ左記各項ノ定ムル處ニヨル

一 南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂當用ノ範圍ハ左記各款ノ一ニ該當
シ南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

(一) 物件及材料費

(1) 物件及材料ハ左ニ掲ケルモノニシテ南方事業ニ供スルモノ
トス

(イ) 物件トシテ被服、靴、帽、軍服、軍用具、銃具、工具、備
品等

(四) 材料—主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、
備品、事務用消耗品等

(2) 物件及材料種ハ物件及材料ノ買入代價ニ買入手取料、引取
運賃、荷造、荷約費、保険料、倉庫料及運賃、關稅等買入及
送附ニ要シタル諸經費ヲ含ムモノトス

(一) 南方在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル諸費
南方在勤ノ役員又ハ從業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂
ヲ必要トスルモノ

役員報酬、給料養老、從業員賞與手當、支度料、赴任又ハ出
張旅費、生命保險料等
本邦ニ於ケル南方事業管理費

(1) 人員件費
本邦ニ於ケル南方事業管理費、本邦ニ於テ支拂ヲ要スル費用ニシテ左ニ
列スルモノ

本邦ニ於ケル南方事業管理費、本邦ニ於テ支拂ヲ要スル費用ニシテ左ニ
列スルモノ

、手當、建築材料、運送費立片及手當等ニヨル
、旅費等

(2) 事務費、事務用品費、福利施設費等

(3) 事務所費、兩方事業ノ爲メ、事務所ニ關スル建設費地代又ハ家賃、保費料、修繕費、其ノ他維持費等

四、兩方事業ノ爲メ、該ニ伴ヒ授受人、本邦ニ於テ讓渡人ニヨシ受領シ
要スル讓渡資産又ハ權利等ノ代り金

三、兩方事業ニ關スル本邦拂費用、本邦向送金、或ハ左記各條ニヨル
一、物件及材料費、送金ニ付テハ現地軍政廳（之ニ關スル者ヲ含ム）
ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ一社五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ擔當者ノ本邦ニアル本
店（又ハ之ニ關スルモノ）ニ於テ該ノ經理者ノ聲明ヲ受クルヲ要

スルモノトス

本邦ヨリ南方事業ノ爲ニ施設等ヲ移置セルモノニ付テハ當分ノ
額其ノ代リ命ノ送金ヲ爲スコトヲ待テハルモノトス

（日）

南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル諸費ノ送金ニ付テハ一役在
留日本人ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ニシテ一地域ニアル事業ヨリノ送金額一ケ
月五千圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ相當額ノ本邦ニアル本后（
又ハ之ニ過スルモノ）ニ於テ豫メ經費目ノ證明ヲ受クルヲ要スル
モノトス

（日）

本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ現地軍政官ノ許可
ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル事業ヨリノ送金額ノ合計一ケ月一萬圓相當
額ヲ超ユルモノニ就テハ擔當者ノ本邦ニアル本后（又ハ之ニ過ス
ルモノ）ニ於テ豫メ經費目ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

方事務ノ事ニ年々ヒ類受人ノ本邦ニ於テ後援人ニ可シ支拂
受スル應受ノ外貸産又ハ福利等ノ代リ金ノ送付ニ就テハ現地事
ノ許可ヲ要スルモノトス
前項ノ本邦向送金ヨリサントスルトキハ本邦ニアル製受人
ノテ豫メ監査官ノ證明ヲ受ケルヲ要スルモノトス

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第四ニヨリ
南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱ハ差當リ左記ニ
ヨル

南方事業ヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ノ取扱要領

記

一南方事業ニヨリ生シタル利益金ノ本邦向送金ヲ爲シ得ル場合及限
度次ノ如シ

- (一) 本邦ニ本店ヲ有スル南方事業擔當者ノ本邦ニ於テ左記各號ノ爲
支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金ヲナスニ非サレハ其ノ支拂ニ
著シキ支障ヲ生スル場合トス
- (イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂
- (ロ) 株式配當金ノ支拂
- (ハ) 社債又ハ借入金ノ返済

文見...

曰

前各端ノ支拂資金ヲ言方專業經營者ノ有スル各店額ニ於テ分
スル場合ニ在リテハ送金額ハ經營者ノ利益金ニ可シ各店額
ノ利益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル限更トス

二前項ニヨル本邦向送金ニ付テハ現地軍政並ノ許可ヲ要スルモノト
ス

尙右送金ヲサントスルトキハ該ノ其ノ送金ノ必要ナル專田並金
額ニ付經營者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ送
金ノ證明ヲ受クルモノトス

南政令第九號

本邦向送金取締規則改正ノ件

本邦向送金取締規則別冊ノ通改正ス

昭和十八年九月九日

南方最高指揮官 伯爵 寺内壽一

本邦（内地・樺太・朝鮮・臺灣及南洋群島）に在リテハ、軍政部長ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ、
 ノ送付ヲ爲スコトヲ得ス。但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ三ラス
 一、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必キナルト
 二、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必キナルト
 三、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必キナルト

軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必要ナルトキ
 一、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必要ナルトキ
 二、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必要ナルトキ
 三、軍人軍馬カ其ノ所有スル軍票ヲ本邦へ携帶スル爲必要ナルトキ

軍票ノ送付ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル旨ハ、前掲ノ申請書ニ
 添付シテ送付スルベシ

文見...

五 本邦ニ在

若ハ... 充ツル... 又ハ本邦ニ於テ支拂キ... 六 軍ノ送金スルトキ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者

二 條

三 條

四 條

本邦... 送金ノ取扱キ...

ノ規定ニ違反ナルモノニ非ザルコトヲ確認スルニ非ザレバ其ノ引受
ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 爲替銀行ハ各月ニ於ケル本邦ヘノ送金ノ取扱ニ關シ附屬報告
書式ニ依ル報告書ニ通テ作成シ軍政監ニ提出スベシ

第七條 軍政監ハ必要アルトキハ第一條ノ許可事務ノ一部ヲ地方長官
其ノ他軍政監ノ指定スル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第八條 第一條ノ規定ニ違反シ本邦ヘノ送金ヲ爲シタル者ハ三年以下
ノ監禁又ハ一萬圓相當額以下ノ過料ニ處ス但シ送金額 三倍ガ一萬
圓ヲ超ユルトキハ過料ハ送金額ノ三倍相當額以下トス

第一條ノ規定ニ基キテ爲ス許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ一
年以下ノ監禁又ハ五千圓相當額以下ノ過料ニ處ス

第一條ノ規定ニ基キテ提出スル許可申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル
者ハ六月以下ノ監禁又ハ五千圓相當額以下ノ過料ニ處ス

爲替銀行ノ代表者、代理人、使用人其ノ他、従業者ガ第五條ノ規定

ニ違反シ顧客ノ本邦へノ送金ノ取扱ヲ引受ケタルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲マズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ五千圓相當額以下ノ過料ニ處ス

第九條 法人其ノ他ノ團體（組合ヲ含ム）以下團體ト稱スルノ代表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者方其ノ團體又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ團體又ハ人ニ對シ亦前條ノ過料罰ヲ科ス

本令施行地外ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有スル團體又ハ本令施行地外ニ住所若ハ居所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者方其ノ團體又ハ人ノ本令施行地内ニ在ル支店、出張所其ノ他ノ事務所以下支店等ト稱スルノ業務ニ關シ罰項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ支店等ノ長若ハ其ノ業務ヲ統括スル者ニ付亦

罰 則

本令ハ昭和十八年九月二十日ヨリ施行ス
本令施行前舊規定ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍舊規定ニ依

文書目録

文目録

申請書式

本邦向送金許可申請書

軍政監 殿
年 月 日

申請者、住所、
職業、氏名又ハ商號
(代表者 氏名)

標題、件左、通及申請候也

- 一 送金、方法
- 二 送金額
- 三 受取人アル場合ニハ其、住所、職業及氏名又ハ商號
- 四 送金取扱銀行、住所及商號(通貨具、他、支拂手段、現送ノ場
合ニ在リテハ取扱者、住所、職業及氏名又ハ商號)
- 五 送金、豫定時期
- 六 送金、目的其、他之ヲ必要トスル事由

七 其ノ他參考トナルヘキ事項

注意

- 一 第一項ニハ通貨其ノ他ノ支拂手段ノ現送一兩方開發金庫券又ハ本邦通貨等ノ別ヲ明記スルコト一、銀行經由送金一電信爲替、送金手形、付替送金一等ノ別ヲ記載スヘシ
- 二 第二項ノ金額ハ■ヲ以テ記載スヘシ
- 三 第五項ニハ通貨其ノ他ノ支拂手段ノ現送ノ場合ニハ本邦向ケ出發又ハ發送ノ時期、銀行經由送金ノ場合ニハ銀行ヘ送金申込ノ時期ヲ記載スヘシ
- 四 第六項ハ成ルヘク詳細ニ記載スヘシ
- 五 第七項ニハ過去ニ於ケル送金ノ有無及實績其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

因左ノ許可申請書ニハ本店又ハ之ニ準ズル者ヲ選シ送金ヲ必要トスル
 項目ノ金額ニハ送金手形ノ下ニテ記載スヘシ

- (イ) 南方事業ニ依リ生ジタル利益金ノ送金ヲ目的トスルモノ
- (ロ) 本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方事業ニ屬スル物件又ハ材料費ノ送金ヲ目的トスル申請ニシテ一什一數箇ノ完成品ヲ以テ一箇ト爲スヘキモノハ其ノ總体ヲ謂フ一ノ金額五萬圓以上ノモノ
- (ハ) 本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方在勤役員又ハ従業員ニ關スル費用ノ送金ヲ目的トスル申請ニシテ一箇月ノ送金豫定額五千圓ヲ超ユルモノ(各占領地ノ事業ヲ單位トス)
- (ニ) 本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方事業ノ整理費ノ送金ヲ目的トスル申請ニシテ一箇月ノ送金豫定額一萬圓ヲ超ユルモノ(各占領地ニ在ル事業ノ分ヲ通算ス)

報告書式

本邦向送金取扱報告書

昭和何年何月分

住所 昭 〇

送金依頼人ノ住所 職業氏名又ハ商號	受取人ノ住所 氏名又ハ商號	送金ノ方法	金額	送金ノ目的	送金許可證 番号	備考

注意

- 1 本報告書ハ各月分ヲ翌月十日迄ニ提出スベシ
- 2 送金ノ方法ノ欄ニハ電信送金、送金手形、付着送金等ノ別ヲ記載スベシ
- 3 金額一口二目圓以下ノモノニ付テハ目的別ニ合計シタル金額ヲ種別ノ金額及送金ノ目的ノ欄以外ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

本邦向送金取締規則運用指針

第一 申請書ノ處理手續

- 一、申請書ハ財務部ニ於テ受理シ處理スルコト
- 二、申請書ノ處理ハ迅速ヲ旨トスルコト
- 三、南方事業ニ依リ生ジタル利益金ノ送金竝ニ本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方事業ニ屬スル費用ノ送金ニ關スル許可申請ニ付テハ當該事業ヲ指揮監督スル他ノ部課ト協議ノ上處理スルコト
- 四、規則第七條ノ規定ニ依リ許可事務ノ一部ヲ取扱ハシムル者ハ差當リ地方長官ニ限ルコト
- 五、地方長官チシテ處理セシムル申請書ノ範圍ハ差當リ金額一千圓以下ノモノニ限ルコトトシ且南方事業ニ依リ生ジタル利益金ノ送金竝ニ本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方事業ニ屬スル費用ノ送金ヲ目的トスルモノハ之ヲ除クコト
- 六、地方長官ニ許可事務ノ一部ヲ取扱ハシメタルトキハ一般ニ公告シ

周知セシムルト共ニ軍政監ニ報告スルコト

七 申請書ハ原則トシテ送金ノ都度提出セシムルコトトシ包括申請ハ業務上其ノ他特別ノ事由ニ依リ已ムヲ得ザル場合ノミニ之ヲ認ムルコト

包括申請ヲ認ムル場合ニ於テモ其ノ期間ハ六箇月ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

八 包括申請ニ對シ許可ヲ與フル場合ニハ所要ノ條件（第八條第二項参照）ヲ附スル等特ニ取締ニ遺憾ナキヲ期スルコト

九 申請ヲ許可スル場合ニハ申請書ノ末尾（成ル可ク餘白）ニ許可ノ旨ヲ記載シ軍政監（北滿が本オ）及「シヤン」地方ニ在リテハ參謀長、規則第七條ノ規定ニ基キ地方長官ノ處理スルモノニ付テハ地方長官以下同シ）ノ印ヲ押捺シ下附スルコト（雛形第一號參照）

一〇 申請ヲ許可セザル場合ハ申請書ノ末尾（成ル可ク餘白）ニ許可成

銀行經由送金ノ許可證ニハ送金ノ際銀行ニ呈示シ其ノ表書ヲ受ク
照)

一、銀行經由送金ノ許可證ニハ送金ノ際銀行ニ呈示シ其ノ表書ヲ受ク
ヘキ旨ヲ附記スルコト

二、許可證ニハ歷年毎ニ整理番號ヲ附シ其ノ判別ヲ容易ナラシムルコ
ト

三、申請ニ關シ許可ノ處理ヲ爲シタルトキハ印書ノ他ノ一通ニ由證
者ニ下附又ハ返附スルモノト同一ノ記号ヲ付シ許可證トシテ誤
テスルコト

四、各月ニ置ケル由請書ノ處理状況及許可費額ヲ翌月十日迄ニ單副總
長ニ報告スルコト(最寄書式第一編及第二編参照)

五、許可費ノ方針
六、記ニ添付スル由請書ノ他ノ一通ニ由證者ニ下附又ハ返附スルモノト同一ノ記号ヲ付シ許可證トシテ誤テスルコト

銀行經由送金ノ許可證

何本邦ニ在ル家族ノ生活費

(イ) 本邦ニ在ル家族ノ教育費、醫療費

(ロ) 本邦ニ於テ支拂ヲ要スル保險料

(ハ) 本邦ニ於テ返済ヲ要スル借入金ニシテ已ムヲ得ザルモノ

(ニ) 南方事業ニ依リ生ジタル利益金ノ返金田シ事業儲蓄者ノ資金狀

態等ヲ勘案シ必要ト認ムルモノ

(ト) 本邦ニ於テ支拂ヲ要スル南方事業ニ關スル費用田シ事業儲蓄者

ノ資金狀態、費用ノ生利等ヨリ勘案シ必要ト認ムルモノ

(リ) 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

三 南方事業ニ依リ生ジタル利益金ノ返金ヲ認ムル場合及返金ハ左記

ノ通りトスルコト

本邦ニ本居ヲ有スル南方事業儲蓄者ノ本邦ニ於テ左記各國ノ為支拂ヲ要スル資金ニシテ且返金ヲ爲スニ非サレバ其ノ支拂一者シキ支離ヲ生ズル場合

(イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂

(ロ) 株式配當金ノ支拂

(ハ) 社債又ハ借入金ノ返済

但シ右各號ノ支拂資金ヲ南方專業該當者ノ負スル各店舖ニ於テ分擔スル

擔スル場合ニ在リテハ送金額ハ擔當者ノ總利益ニ對シ各店舖ノ利

益金ノ占ムル割合ニ依リ算出シタル限度トス

三 前項ノ送金ニ付テハ送金ヲ必要トスル事由及金額ニ付陸軍省(經

理局長)ノ證明書ヲ提出セシムルコト

四 南方專業ニ屬セシムル本邦支拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當

スル南方專業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルコト

(一) 物件及材料費

一、物件及材料ハ左ニ掲グルモノニシテ南方專業ニ供スルモノ

トス

(イ) 切手、便紙、表紙、封筒、半紙、封筒紙、封筒、器具、工具、備品

等

(ロ) 材料 1 主要材料、部品、補助材料、消耗工具、器具、備品、事務用消耗品等

2、物件及材料費へ物件及材料ノ買入代價ニ買入手数料、引取運賃、荷造、荷役費、保険料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送出一ニ要シタル者經費ヲ含ムモノ

(ハ) 兩方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスルモノ
報酬、給料、賞與、手當、支度料等社任又ハ出張旅費、生命保險料等

(ニ) 本邦ニ於ケル兩方專業管理費
直接兩方專業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ受スル費用一シテ左ニ掲グルモノ
1、人件費

専ら南方事業ノ事務ニ従事スル人員ニ關スル報酬、給料、賞
與、手當、健康保険料、退職積立金及退職手當法等ニ依ル負
擔金、旅費等

2、事務費

通信費、事務用消耗品費、福利施設費等

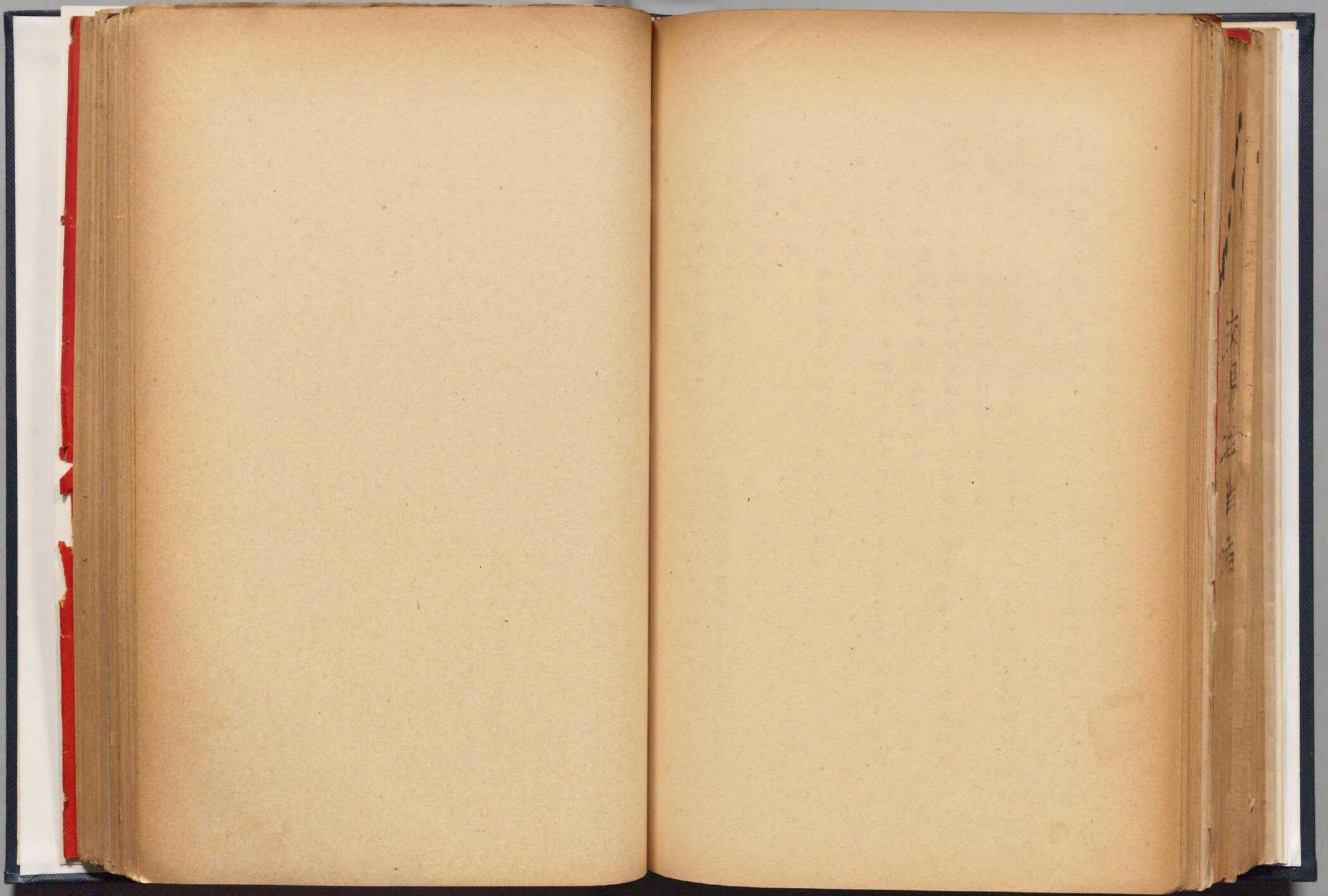
3、事務所費

南方事業ノ爲メ事務所ニ關スル建設費、地代又ハ家賃、保險
料、修繕費、其ノ他維持費等

(四)南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ遺囑人ニ對シ支拂チ
要スル讓受資産又ハ権利等ノ代り金

兵南方事業ニ關スル本邦拂出用ノ送金ヲ認ムルニ付テハ左記各條ニ
依ルコト

□物件及材料費ノ送金ニシテ一汗ニ及尚ノ完成品ヲ以テ一續ト爲
スベキモノハ其ノ總額ヲ額フニ至多額以上ノモノニ付テハ送金



出之シムルコト

一 本邦ヨリ南方專賣ノ爲自巳ノ既存施設等修駐シタルモノニ付テ

ハ舊分ノ間其ノ代り金ノ送金ヲ認メサルコト

二 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル者費用ノ送金ニシテ一軍政

地域ニ在ル營業ヨリノ送金額一箇月毎千圓ハ海軍電報ニ在リテハ一

ハ一月一萬圓ヲ超過スルモノニ付テハ本邦ヨリ送金ヲ必要トスル事田金

ル事田金額ニ付至軍省ハ經理局長ニ及海軍省ハ兩方政務次長

ノ證明ヲリタルモノニ限ルコト

三 本邦ニ於テル經理受トシテ兩方各地域ニ在ル專賣ヨリノ送金額

ノ合計一箇月一萬圓ヲ超過スルモノニ付テハ送金ヲ必要トスル事

由及送金ニ付至軍省ハ經理局長ノ證明書ヲ提出シムルコト

四 兩方專賣ノ送金ニ伴ヒ受之人ガ本邦ニ於テ受取人ニ領シ支拂テ

要スル證據受取人ハ領得ノ代り金ノ送金ニ付テハ送金ヲ必要

トスル事田金額ニ付至軍省ハ經理局長ノ證明書ヲ提出

シムルコト

六六ノ附ノ送金ノ許可ニ當リテハ申請ニ係ル送金ノ事由ヲ審査シ直
ニ巴ムヲ得ザルモノニ限ルコトトシ苟クモ本邦へ資金ヲ移ス
コトヲ目的トスルガ如キ送金ハ之ヲ認メサルコト

第三 其ノ他

一、本規則ノ施行ニ關シ適用セララルル南方開發金庫券（現地在來通貨
ヲ含ム）ト日本圓トノ爲替換算率ハ豫算上適用スル換算率ニ依ル
コト

二、規則第六條ノ規定ニ基キ爲替銀行ヨリ各月徴スル報告書ハ一週ヲ
軍政總監ニ送付スルコト

三、南方事業ニ關スル本邦拂賣用ノ送金ヲ許可シタルトキハ陸軍省ノ
證明ヲ要セザル送金ヲ含ムハ各月分ヲ取集メ翌月十日迄ニ直接
陸軍省（陸軍局長及經理局長連名）ニ報告スルコト（報告書ハ報
告書式第二號「許可賣續報告」ニ準ジテ作成スルコト

四 申請者ガ許可方針ノ三及五ノ(一)、(二)乃至(四)ノ陸軍省ノ證明書ヲ得ル爲ニハ本邦ニ在ル其ノ本店又ハ之ニ準ズル者ヲ通ジ陸軍省ニ申請セシムルコト

五 申請書ニ添付セラルル陸軍省ノ證明書ハ該申請書ノ許否ヲ決定スルニ付重要ナル資料トナレ共右ハ飽ク迄資料タルニ止マリ之ニ依リ軍政監ハ其ノ權限ヲ全ク拘束セラルルコトナキヲ以テ申請者ガ不實ノ申立ヲ爲シ陸軍省ヨリ證明書ノ下付ヲ受ケタル疑充分ナルガ如キ場合軍政監ハ該申請ヲ不許可ト爲シ得ルハ勿論或ハ陸軍省ノ證明ニ係ル事實ニ付テハ懸念存セザルモ當時ノ自己ノ判斷ニ於テ金額ノ削減ヲ適當ト認ムルガ如キ場合ハ之ヲ削減シテ許可スルモ差支ナキコト

(以上)

本邦向送金許可申請書

軍政監

殿

年 月 日

申請者ノ住所、職
業、氏名又、商標
（代表者

氏名）

一	標題ノ件左ノ通及申請候也
二	1
三	1
四	1
五	1
六	1
七	1

許可ス（但シ）

年 月 日

軍

政

監

（注）本許可證ハ送金ノ爲メ行ヘ送金ノ爲メ送金ヲ受ケベシ

文見...

雜形第二號

本邦向送金許可申請書

軍政監

殿

年 月 日

申請者ノ住所、職
業、氏名又ハ商號
(代表者)

氏名 ()

七	六	五	四	三	二	一	原 題 ノ 件 左 ノ 通 及 申 請 候 也
1	1	1	1	1	1	1	
右 許 可 相 成 難 シ	1	1	1	1	1	1	
年	1	1	1	1	1	1	
年	1	1	1	1	1	1	
月	1	1	1	1	1	1	
日	1	1	1	1	1	1	

電

政

監

⑩

報告書式第一號

南方軍軍政總監 殿

年 月 日

許可申請書處理狀況報告

昭和何年何月分

軍政監 印

件	前月ヨリ繰越件數	件	當月受理件數	件	許 可	當月處理件數	計	翌月繰越件數	摘要
件	當月受理件數	件	不可	件	許 可				
件	許 可	件	不可	件	計	件	翌月繰越件數	摘要	

報告書式第二號

南方軍軍政總監 殿

年 月 日

1111軍政監 ㊟

許可實績報告

昭和何年何月分

計	圓	許可金額	送金ノ方法	送金取扱銀行名	送金受取人姓名及ハ商號	申請者ノ住所氏名及ハ商號	送金ノ目的	摘要

備考

一、許可金額一件一千圓以下ノモノニ付テハ目的別ニ合計シタル金額ヲ許可金額ノ欄ニ掲載シ送金ノ目的ノ欄以外ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

二、通貨其ノ他ノ支拂手段ノ現金ノ許可ニ付テハ「送金取扱銀行名」ノ欄ヘ記載スルノ要ナキコト

三、「送金ノ目的」ノ欄ニハ申請書ニ記載セラレタル送金ノ目的ヲ略記スルコト

Table with multiple columns and rows, containing faint handwritten entries and grid lines. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

廣小島 五七七七參號

起案 昭和十八年十二月二十八日

外資局長 久保

爲替課長 夏藤

酒井 藤沼

總務課長 守原

軍方海軍地域ヨリノ稟案請込

内地送金取扱ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ別段ノ通海軍當局ヨリ照會有之候處本件ニ關シテハ陸軍地區ハ既ニ略同要領ヲ以テ實施シタル状態ニテ別段支障無之様被認候際左様ヲ以テ回答相成可然哉

案

三 月 日 外 資 局 長

海軍省南方政務部長
海軍省經理局長 宛

延和十八三月二十二日河原政親密一〇二一號ヲ以テ燕會ニ添ル
南方海軍地獄ヲリノ事業請内給送取液要領ニ添スル件奏見無之候
案此段及回答候也

文見...

海軍省密 一〇二一號
昭和十八年十二月二十二日

海軍省南方政務部長

海軍省經理局長

大藏省外務局長 殿

南方極東地域ヨリノ重要關係内地送金
取扱委員ニ關スル件照會

首題ニ關シテハ昭和十八年三月十日大東亞首連絡委員會議第一部署決定「南方中地域ニ於ケル重要ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三條及第四條ニ基キ之ガ取扱ニ關シテハ左記ニ依リ相成候處貴局承知致度候
記

文書整理部

一、南方等乘ヨリ本邦向送ニテ要スル者ニ對シ海軍省ニ於テ證明書發行ヲ
要スル場合ニハ豫メ貴府ノ意嚮ヲ敬スルコト
二、海軍省ハ原則トシテ兩項大藏省ノ意嚮ヲ尊重スルモノトシ之ニ對シ異
存アル場合ハ專前ニ大藏省ト打合セテ爲スコト
三、現地州知事ノ送可テ受ケ内地ニ送ニセラレタルモノニ對スル内地ニ於
ケル許可ニ付テハ大藏省ハ原則トシテ之ヲ許可スルコトトシ萬一異見
アルトキハ專前ニ海軍省ト打合テ爲スコト

別紙第一

(決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日

大東亞省連絡委員會第一回會決定

- 一、南方甲地域ニ於ケル事業（南方事業）ニ付テハ、適當者ノ他ノ事業ト區別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
- 二、南方事業ニ關スル費用ニシテ、現地通貨種ニテ集計シ又ハ現地通貨種ノモノヲ對建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ、之カ換算率ハ、適當ノ豫算上適用スル換算率ニ依ルモノトス
- 三、南方事業ニ關スル費用ニシテ本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ付テハ、適當者ノ資金狀態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦同送金ヲ認ムルモノトス
- 四、適當者ノ資金狀態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ、該項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル利益等ノ送金ヲ認ムルモノトス

南方事業ニ關セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三ニ依リ南方事業ニ關セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍竝ニ之カ本邦向送金ハ差當リ左記各項ノ定ムル處ニヨル

記

一、南方事業ニ關セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當シ南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

(一) 物件及材料費

(1) 物件及材料ハ左ニ掲ケルモノニシテ南方事業ニ供スルモノトス

(イ) 物件一機械裝置、船舶、車輛、運搬具、器具、工具、備品等

(ロ) 材料一主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品、

事務用消耗品等

(2) 物件及材料費ハ物件及材料ノ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、荷造、荷役費、保險料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送出ニ要

本邦ニ於ケル南方事業管理費
 直接南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂テ表スル費用ニシテ左ニ編ク
 ルモノ
 (一) 人件費
 専ラ南方事業ノ事務ニ従事スル人員ニ付スル俸給給料、養與、手
 當、健康保険料、退職積立ニ付退職手當法等ニヨル賃給、旅費
 等
 (二) 事務費
 通信費、事務用品費、福利施設費等
 (三) 事務費

シタル諸經費ヲ含ムモノトス
 (二) 南方在勤ノ役員又ハ従業員ニ關スル左記費用中本邦ニ於テ支拂テ必
 要トスルモノ
 役員報酬、給料賃給、従業員書與手當、支度料、赴任又ハ出張旅費
 生命保険料等
 (三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費
 直接南方事業管理ノ爲本邦ニ於テ支拂テ表スル費用ニシテ左ニ編ク
 ルモノ
 (一) 人件費
 専ラ南方事業ノ事務ニ従事スル人員ニ付スル俸給給料、養與、手
 當、健康保険料、退職積立ニ付退職手當法等ニヨル賃給、旅費
 等
 (二) 事務費
 通信費、事務用品費、福利施設費等
 (三) 事務費

南方事業ノ爲ノ事務所ニ關スル建設費地代又ハ家賃、採集料、修繕費、其ノ他維持費等

南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ讓渡人ニ對シテ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ也

三南方事業ニ關スル本邦拂費用ノ本邦向送ニノ取扱ハ左記各條ニヨル
(一)物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事(民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス、以下同ジ)ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ一件五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事務省ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ讓受事務省長方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

本邦ヨリ南方事業ノ爲ニ貯存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間其ノ代リ金ノ送金ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

(二)南方事業ノ役員又ハ従業員ニ對スル給金ノ送金ニ付テハ一般在留日本人人ノ本邦向送ニ準スル取扱ニヨルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ニ付テハ一區域ニ於テハ該區域ノ在留日本人人ノ本邦向送金ニ準スル取扱ニヨルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ニ付テハ一區域ニ於テハ該區域ノ在留日本人人ノ本邦向送金ニ準スル取扱ニヨルモノトス

一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ付テハ、專業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

（三）本邦ニ於ケル南方專業管理費ノ送金ニ付テハ、現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル專業者ヨリノ送金額ノ合計一ヶ月一萬圓相當額ヲ超ユルモノニ就テハ、專業者ノ本邦ニアル本店（又ハ之ニ準スルモノ）ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

（四）南方專業ノ繼承ニ伴ヒ、讓受人ノ本邦ニ於テ讓渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金ノ送金ニ付テハ、現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ヲナサントスルトキハ、本邦ニアル讓受人ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルヲ要スルモノトス

南方事業ニヨリ生シタル利益ニ本邦向送金ノ取扱要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第四ニヨリ
南方事業ニヨリ生シタル利益ニ本邦向送金ノ取扱ハ差置リ左記ニヨル
タル

記

一、南方事業ニヨリ生シタル利益ニ本邦向送金ヲ爲シ得ル場合及限
度次ノ如シ

- (一) 本邦ニ本店チ有スル南方事業經營者ノ本邦ニ於テ左記各號ノ爲
支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金チナスニ非サレハ其ノ支拂ニ
著シテ支拂チ生スル場合トス
- (イ) 社債又ハ借入金ノ利子支拂
- (ロ) 株式配當金ノ支拂
- (ハ) 正債又ハ借入金ノ返済

(二) 前各號ノ支拂資金ヲ南方事業博當者ノ有スル各店舖ニ於テ分擔
スル場合ニ在リテハ送金額ハ博當者ノ總利益金ニ對シ各店舖ノ
利益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル限度トス

三 前項ニヨル本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノト
ス
尙右送金ヲナサントスルトキハ豫メ其ノ送金ノ必要ナル事由並ニ
金額ニ付博當者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ
海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルモノトス

軍政令第一〇三七號

昭和十八年十二月二十九日

海軍省南方政務部長
海軍省經理局長

南西方面	海軍民政府總監	殿
ニューギニア	海軍民政府總監	殿
セルベス	民政部長官	殿
セラム	民政部長官	殿
ボルネオ	民政部長官	殿
ニューブリテン	民政部長官	殿
グアム	民政部長官	殿
アンダマン	民政部長官	殿
第八海軍建設部長		殿

南方海軍地域ヨリノ專業職務内地送金取扱
要領ニ關スル件ヲ指シ

第一 閣下ニ關シテハ昭和十八年三月十日大東亞省連絡委員會第一回會決
定「南方甲地域ニ於ケル專業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三號及
第四號ニ基キ之カ取扱要領ノ補定ヲ行ハレ得ル可キ取計ヲ行ハス

一、南方專業ニ歸セシムベキ本邦領土用ノ範圍及其ノ本邦向送金ノ取

別紙第一ノ編

二、南方專業ヨリ生ジタル利益金ノ本邦向送金ノ取別紙第二ノ編

追記
内地ニ於ケル金融對策上ノ力避ケ度ヲ以テ送金該管事項ト雖モ該
地ニ於ケル内地金融リツキオル向ニ對シテハ送金ヲ許可セサル方
針ニテ業者ヲ指導シ得ル條内地ニ於テモ南方針ニ則リ指導方可然
然計程程度

先附

(別紙第一ノ編)

第八條 財政部長、第一重債証券の發行
第九條 財政部長、第一重債証券の發行
第十條 財政部長、第一重債証券の發行
第十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第二十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第三十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第四十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第五十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第六十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第七十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第八十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十一條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十二條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十三條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十四條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十五條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十六條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十七條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十八條 財政部長、第一重債証券の發行
第九十九條 財政部長、第一重債証券の發行
第一百條 財政部長、第一重債証券の發行

(終)

(決定第三十八號)

南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件

昭和十八年三月十日

大東亞省連絡委員會第一都會決定

- 一、南方甲地域ニ於ケル事業（南方事業）ニ付テハ擔當者ノ他ノ事業ト別シテ其ノ收支計算ヲ爲サシムルモノトス
 - 二、南方事業ニ關スル費用ニシテ圓拂ノモノヲ現地通貨建ニテ集計シ又ハ現地通貨拂ノモノヲ圓建ニテ集計セントスル場合ニ於テハ之カ換算率ハ差當リ豫算上適用スル換算率ニ依ルモノトス
 - 三、南方事業ニ關スル費用ニシテ本邦ニ於テ支払ヲ要スルモノニ付テハ擔當者ノ資金状態費用ノ性質等ヲ勘案シ當局ノ承認スル限度ニ於テ其ノ資金ノ本邦向送金ヲ認ムルモノトス
- 現會當者ノ資金状態其ノ他ノ事情ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ニ準ジ南方事業ヨリ生ジタル利益ノ送金ヲ認ムルモノトス

南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用
範圍及其ノ本邦向送金ノ要領

「南方甲地域ニ於ケル事業ノ費用等ノ取扱ニ關スル件」第三ニ依リ南
方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍竝ニ之カ本邦向送金ハ差當リ
左記各項ノ定ムル處ニマシ

記

一、南方事業ニ屬セシムヘキ本邦拂費用ノ範圍ハ左記各號ノ一ニ該當シ
南方事業ノ爲本邦ニ於テ支拂ヲ要スルモノニ限ルモノトス

(一) 物件及材料費

- (1) 物件及材料ハ左ニ掲クルモノニシテ南方事業ニ供スルモノトス
- (2) 物件ハ機械装置、船舶、車輛、運搬具、器具、工具、備品等
- (3) 材料ハ主要材料、部分品、補助材料、消耗工具、器具、備品、
事務用消耗品等
- (4) 物件及材料ノ買入代價ニ買入手続料、引取運賃、
荷役、荷役料、倉庫料、倉庫料及運賃、關稅等買入及送金ニ要

南方事業ノ爲ノ事務所ニ設スル建設費地代又ハ家賃、保費料、修繕費、其ノ他維持費等

南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ譲渡人ニ對シ支拂ヲ要スル讓受資産又ハ權利等ノ代リ金

二、南方事業ニ關スル本邦拂費用ノ本邦向送金ノ取扱ハ左記各條ニヨル

(一) 物件及材料費ノ送金ニ付テハ現地州知事(民政部直轄區域ニ在リテハ民政部長官トス、以下同ジ)ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ一併五萬圓相當額以上ノモノニ付テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準ズルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

本邦ヨリ南方事業ノ爲既存施設等ヲ移駐セルモノニ付テハ當分ノ間其ノ代リ金ノ送金ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

南方活動ノ役員又ハ従業員ニ關スル給費ノ送金ニ付テハ一般在留日

本人ノ本邦向送金ニ關スル取扱ニヨルモノトス

ハ之ニ準スルモノニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受ケルコトヲ要スルモノトス

(三) 本邦ニ於ケル南方事業管理費ノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ南方各地域ニ在ル事業ヲリノ送金額ノ合計一ケ月一基ニ相當額ヲ超テルモノニ就テハ事業者ノ本邦ニアル本店(又ハ之ニ準スルモノ)ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受ケルヲ要スルモノトス

(四) 南方事業ノ繼承ニ伴ヒ譲受人ノ本邦ニ於テ繼承人ニ對シ支拂ヲ要スル事業受渡書又ハ權利等ノ代リモノ送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

但シ前項ノ本邦向送金ヲナサントスルトキハ本邦ニアル譲受人ニ於テ豫メ海軍省南方政務部長ノ證明ヲ受ケルヲ要スルモノトス

南方事業ニヨリ生シタル利益金、本
項向送金ノ取扱要領

「南方甲地域ニ於ケル事業、費用等ノ取扱ニ關スル件」第四ニヨリ
南方事業ニヨリ生シタル利益金、本項向送金ノ取扱ハ左記リ左記ニ
ヨル

左記

一 南方事業ニヨリ生シタル利益金、本項向送金ヲ爲シ得ル時合及限
其次、如シ

□ 本邦ニ本店ヲ有スル南方事業担当者、本邦ニ於テ左記各款ノ

爲支拂ヲ要スル資金ニシテ且該送金ヲナス。非ズレハ其ノ支拂

ニ寄シテ支拂ヲ生スル場合トス

(イ) 電氣又ハ管入金ノ利子支拂

(ロ) 株式買入金ノ支拂

(ハ) 社債又ハ借入金ノ返却

一 前各店ノ支拂金ノ用方算出シ各店ノ

スル場合ニ在リテハ送金額ハ總管者ノ純利益ニ對シ各店ノ

利益金ノ占ムル割合ニヨリ算出シタル額トス

二 前項ニヨル本邦向送金ニ付テハ現地州知事ノ許可ヲ要スルモノトス

尙右送金ヲナサントスルトモハ豫メ其ノ送金ノ必要ナル事由並ニ

先頭ニ付總管者ノ本邦ニテ本店(又ハ之ニ屬スルモノ)ニ於テ

應直達地方政務部長ノ證明ヲ受クルモノトス

外資局長 久保

爲替課長 東條
總務課長 伊原

南方事業ノ本邦向送金ニ關スル件

南方事業ノ本邦向送金ニ關シ陸軍省熊谷小佐ヨリ當局意見照會越タル
ニ付左案打合相成可然哉

田中...
一、四、卷...
一、五、卷...
一、六、卷...
一、七、卷...
一、八、卷...
一、九、卷...
一、十、卷...
一、十一、卷...
一、十二、卷...
一、十三、卷...
一、十四、卷...
一、十五、卷...
一、十六、卷...
一、十七、卷...
一、十八、卷...
一、十九、卷...
一、二十、卷...

田中...
一、四、卷...
一、五、卷...
一、六、卷...
一、七、卷...
一、八、卷...
一、九、卷...
一、十、卷...
一、十一、卷...
一、十二、卷...
一、十三、卷...
一、十四、卷...
一、十五、卷...
一、十六、卷...
一、十七、卷...
一、十八、卷...
一、十九、卷...
一、二十、卷...

南方事業ノ本邦向送金ニ關スル件

本邦ニ於ケル南方事業ノ爲ニ必要ナル經費ノ本邦向送金ニ關スル問題及當局意見左記通

一、現地借入金ニヨル本邦向送金ヲ認ムルヤ否ヤノ點

(1) 本支店間ノ送金ナル場合

(イ) 本邦向送金ノ爲現地店ガ現地ニテ借入金ヲ爲スヨリハ内地店ガ内地ニ於テ借入金ヲ爲スヨリ適當トスルヲ以テ此ノ場合ハ送金ヲ認メザルコト

(ロ) 但シ現在南發其ノ他金融機關ガ内地ニ於テ貸付ヲ爲スコト困難ナル事情ニアリ且内地ニ於テ事業收入ノ皆無ナル内地店ガ經常的經費ヲ賄ヘザル場合ニ於テハ例外的ニ現地借入金ニヨル本邦向送金ヲ認ムルコトアルコト

(2) 他店間ノ送金ナル場合

送金店ト受送金店トガ本支店關係ニ非ザル場合ニ付テハ

(イ) 送金店ガ内地ニテ借入金ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ内地ニ於テ借入金ヲ爲スヲ適當トスルヲ以テ現地ニ於テ借入金ヲ爲シ本邦向送金ヲ認メザルコト

(ロ) 送金店ガ内地ニテ借入金ヲ爲シ得ザル場合ニ於テハ、他店ノ立替拂ヲ返済スル目的ヲ以テ現地ニ於テ借入金ヲ爲シ本邦向送金ヲ認ムルコトアルベキコト

ニ内地店ノ資金狀況ノ審査ニ當リ内地店ノ借入金ニ關シ如何ニ處理スルヤノ點

(1) 内地借入金ノ目的ヲ考フルニ

(イ) 内地借入金ガ南方事業ニ要スル費用ヲ支辨スル爲生ジタルモノニ非ザル場合ハ内地資金狀況困難ナル場合ト難モ送金ヲ確メザルコト

(ロ) 内地借入金ガ南方事業ニ要スル費用ヲ支辨スル爲生ジタルモノナル場合ハ其ノ限度ニ於テ送金ヲ認ムルコト

- (2) 内地店ニ於ケル資金調達能力ヲ考フルニ
- (1) 借換ノ可能性アル場合
- (a) 當座借越限度ノ余裕アル場合ニ於テハソノ限度ニ於テ南方ヨリノ送金ヲ認メザルコト
- (3) 内地借入金ノ借入先ヲ考フルニ
- (1) 南發等南方所在金融機關ト同一店舗ノ場合
- (a) 右以外ノ場合
- 右(1)ノ場合ニ於テハ内地ニ於ケル借入金返済ノ爲ニ南方同一金融機關ヨリ借入シ本邦向送金ノ要ナキニト
- (a) ノ場合ニ於テ始メテ前記(1)(2)ヲ考慮スルノ要アルニト
- 三 内地店ニ於ケル借入金返済ノ爲現地借入金ヲ以テスル送金ヲ認ムルヤノ點
- (1) 他店關係ニアル場合

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to read, but appears to be a continuation of the financial or legal notes on the left page.

ニ(1) (ロ)ノ如ク南方事業ノ爲ノ借入金ニシテニ(2) (イ) (ロ)ノ如キ資金調
達余力ナクニ(3) (ロ)ノ如ク金融機關ガ同一店ニ非ザルモノニ付テハ
一(2) (ロ)ノ如ク送金店ガ内地ニ於テ借入金ヲ爲シ得ザル場合ニ限リ
現地借入金ニヨル内地送金ヲ認ムルモ已ムヲ得ザルコト

(2) 本支店關係ニアル場合

ニ(1) (ロ)ノ如ク南方事業ノ爲ノ借入金ニシテニ(2) (イ) (ロ)ノ如キ資金調
達余力ナクニ(3) (ロ)ノ如ク金融機關同一店ニ非ザルモノニ付テハ
一(1) (ロ)ノ如キ經常的雜費ニシテ南發其ノ他金融機關ガ内地ニ於テ貸
付ヲ爲シ得ザル場合ニ限リ例外的ニ送金ヲ認ムルモ已ムヲ得ザル
コト

備考

尙送金資金ガ現地借入金ニヨルタル否ヲ承認スル爲現地店舗ノ損
益計算及資金狀況等ニ付テモ審査スルノ要アルコト

南方事業ヨリノ本邦向送金ニ關スル件

東條 課長 殿

熊谷 小佐

首題ノ件ニ付テハ毎度御面掛ケ致シ居リ候處左記ノ取扱キ付キテハ

大藏省トシテ如何ナル御意見ナリヤ御研究ノ上御回報被下度候
即チ内地店ニ於ケル借入金返濟ノ爲メ現地ニテ借入ヲナシ送金セシム
ルコトヲ全般的ニ認メ然ル可キヤノ點有之候

南方事業ノ爲メノ立替金ノ内地送金ヲ認ムルハ内地店ノ資金狀況ヲ見
タル上必要ナル場合ニ限ルトノ立前ナルモ「資金狀況」中ニハ現存スル
借入金額ノ多寡又ハ右借入金ノ返濟期日如何又ハ借入金ヲ爲シタル
目的（ソレヨリ支拂セラレタル經費ノ内要）ニヨリテ善異ヲ附スベキナ
ナリヤ等ニ付若干疑問有之候即チ原則的ニハ南方事業ノ爲メ立替タル
資金ハ南方ヨリ送金ヲ爲サシムヘキモノナル處爲替遮斷ノ趣旨上之ヲ
制限スル爲本店ノ「資金狀況」ヲ標準トシテソノ認ムル場合ニ決定ス
ルコトトナリアルモ前記ノ如ク借入金ニテ賄ヒ得ル場合之ノ借入アル

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

事實ヲ是非送金セシメネバナラヌ理由トシテ考ヘ得ルヤ、又借入金ニテ
テ消耗的經費ヲ支辨スル場合ト資本的支出ニ支辨セル場合ト區分シテ
考ヘル必要乃至理由アリヤ等ニヨリ將來ノ送金額ニ相當ノ差異アルモ
ノト存セラレ候
問題ノ焦點必ズシモ明確ナラス、又論理的ニ筋ノ通りタル疑問ニモア
ラサルモ、一體御考へ極下度候又在來ノ太藏省ノ取扱方針等ヲモ併セ
テ御示シ願ヒ度候
右不取

憲政令第一號（廢止）

占領地相互間ニ於ケル車人、車馬以外ノ旅行者ノ
旅費取額規則制定ノ件

占領地相互間ニ於ケル車人、車馬以外ノ旅行者ノ
旅費取額規則別冊ノ制定ム

明治十七年六月十一日

華方最高権官 伯爵 寺内 壽一

占領地相互間ニ於ケル軍人軍屬以外ノ旅行者
ノ旅費取給規則

第一條 占領地相互間ニ於ケル旅行者ハ其ノ在住地軍司令官ノ發給ス
ル旅行證明書ニ記載スル金額ヲ超エ旅費ヲ携帯スルヲ得ズ

第二條 旅費ノ携帯ハ信用狀又ハ送金爲替ニ限ルモノトス、但シ左ニ
掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、旅行者ノ出發地若ハ旅行目的他ニ銀行ノ存在セザル爲又ハ出
發迄ニ信用狀ノ取得若ハ送金爲替ノ取組ヲ爲ス時間的餘裕十
キ爲現金ノ携帯ヲ必要トスルトキ

二、二百圓相當額以下ノ現金ノ携帯ヲ必要トスルトキ

第三條 旅行者ガ旅行時間ノ延長其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ
携帯シタル旅費ニ不足ヲ生ジタルトキハ留守適當者ニ於テ軍司令官
ノ許可ヲ受ケ不足旅費ノ送付ヲ爲スコトヲ得

第四條 旅行者又ハ前條ノ留守適當者ハ信用狀ノ取得又ハ送金爲替ノ

取組ノ際銀行ヘ旅行證明書又ハ許可書ヲ呈示シ其ノ裏書ヲ受クヘシ
第五條 銀行ヘ旅行者ノ依頼ニ應ジ信用狀ノ發行又ハ送金爲替ノ取得ヲ
爲スニ付旅行者ノ該信用狀ノ取得又ハ送金爲替ノ取組ガ本令ノ規定
ニ違反スルモノニ非ザルコトヲ確認スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ
得ズ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シ旅行證明書ニ記載スル金額ヲ超エ旅費
ヲ携帶シタル者ハ三年以下ノ監禁又ハ一萬圓以下ノ過料ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者其ノ許可金額ヲ超エ旅
費ノ送付ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ監禁又ハ一萬圓以下ノ過料ニ
處ス

第八條 銀行ガ第五條ノ規定ニ違反シ信用狀ノ發行又ハ送金爲替ノ取
組ヲ爲シタルトキハ五千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸政令第一號（廢止）

占領地相互間ニ於ケル軍人、軍馬以外ノ旅行者ノ
旅費取締規則制定ノ件

占領地相互間ニ於ケル軍人、軍馬以外ノ旅行者ノ
旅費取締規則別冊ノ制定ム

昭和十七年六月十一日

陸方最高指揮官 伯爵 寺内 壽一

占領地相互間ニ於ケル軍人軍屬以外ノ旅行
ノ旅費取給規則

第一條 占領地相互間ニ於ケル旅行者ハ其ノ在住地軍司令官ノ發給ス
ル旅行證明書ニ記載スル金額ヲ超エ旅費ヲ携帯スルヲ得ズ

第二條 旅費ノ携帯ハ信用狀又ハ送金爲替ニ限ルモノトス、但シ左ニ
掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、旅行者ノ出發地若ハ旅行目的他ニ銀行ノ存在セザル爲又ハ出
發迄ニ信用狀ノ取得若ハ送金爲替ノ取組ヲ爲ス時間的餘裕ナ
キ爲現金ノ携帯ヲ必要トスルトキ

二、二百圓相當額以下ノ現金ノ携帯ヲ必要トスルトキ

第三條 旅行者ガ旅行時間ノ延長其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ
携帯シタル旅費ニ不足ヲ生ジタルトキハ留守擔當者ニ於テ軍司令官
ノ許可ヲ受ケ不足旅費ノ送付ヲ爲スコトヲ得

第四條 旅行者又ハ前條ノ留守擔當者ハ信用狀ノ取得又ハ送金爲替ノ

取組ノ際銀行へ旅行證明書又ハ許可書ヲ呈示シ其ノ裏書ヲ受ケヘシ

第五條 銀行ハ旅行者ノ依頼ニ應ジ信用狀ノ發行又ハ送金爲替ノ取得ヲ

爲スニ付旅行者ノ該信用狀ノ取得又ハ送金爲替ノ取組ガ本令ノ規定

ニ違反スルモノニ非ザルコトヲ確認スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ

得ズ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シ旅行證明書ニ記載スル金額ヲ超エ旅費

ヲ携帶シタル者ハ三年以下ノ監禁又ハ一萬圓以下ノ過料ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者其ノ許可金額ヲ超エ旅

費ノ送付ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ監禁又ハ一萬圓以下ノ過料ニ

處ス

第八條 銀行ガ第五條ノ規定ニ違反シ信用狀ノ發行又ハ送金爲替ノ取

組ヲ爲シタルトキハ五千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

起案 昭和十七年十一月十一日
決裁済 昭和十七年十一月十二日

外資局長 原口

為替課長 代 東條
總務課長 橋本

伊藤 調
杉山

陸軍々政地區（南方總軍管下）ニ於テ實施セントスル南方占領地間ノ爲
替送金取扱ニ關スル暫定措置ニ關スル件ニ付別紙ノ通陸軍省經理局長ヨ
リ當方意見照會越有之候處本件ハ南方占領地域ニ於ケル通貨ノ日本圓ニ
對スル爲替換算率公開ニ至ル迄ノ暫定的措置トシテハ大体ニ於テ支障無
之ト認メラレ候條必要ナル修正意見ヲ附シ左案ヲ以テ回答相成可然哉

案

十七年十一月十三日

外資局長

陸軍省經理局長 宛

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to read.

占領地開ノ爲ニ送金取扱ニ關スル暫定措置ニ關スル件、南方占領地域
ニ於ケル通貨ノ日本圓ニ對スル爲替換算率ノ公開ニ至ル迄ノ暫定措置
トシテハ當方原則的ニ異存無之、心付キタル若干ノ左記改訂（概ネ字
句的改訂）乃至希望意見ヲ附シ此段及回答候也
追テ本件ノ圓滑ナル實施ヲ期スルニハ比島地區及海軍々政地區ト連
絡シ是等地區ニ於テモ本件ト同様ノ措置ヲ講ズルコト 要ト取存右
爲益田添候

記

一 貴案要領二ハ

：：：相互ノ爲替比率ハ豫算上ニ適用スル夫々ノ日本圓ニ對スル

換算率ヨリ裁定シタルモノトスルコト

ト改ムルコト

二 貴案要領四ハ

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

ト改ムルコト

三、貴案要領六ハ

：：：：：顧客（銀行ヲ含ム）ハ括弧書ヲ削除シ

：：：：：其ノ調整ヲ求ムルコト

ト改ムルコト

四、兩方開發金庫ニ爲替尻ノ調整ヲ最終的ニ行ハシムルコトト致度處貴案要領八ハ若干ノ疑義ヲ生ズル惧アルヲ以テ之ヲ削除スルコト

五、貴案要領十ハ

本要領ニ依ル銀行ノ爲替取引ニ付テハ大藏省ノ事前承認ヲ要セザル

コトトスルコト

ト改ムルコト

六、貴案措置一ノ資金計畫ニ付テハ當省ニ連絡アリ度キコト

七、貴案措置四ハ

爲悉ノ表示通貨ハ假仕同地ノ通貨トシ……
ト改ムルコト

追テ右ニ依リ全文替替ヲ爲セバ別紙ノ通ト可相成候

以上

南方占領地間ノ爲替送金取扱ニ關スル暫定措置ニ關スル件(案)

要 領

- 一 占領地間ニ爲替送金ヲ認ムル範圍ハ南方地域ニ於ケル民需物資ノ交流處理要領ニ據リ軍ノ處理スルモノヲ除ク民間ノ小額交易ノ決済竝ニ交易外ノ貸借決済及資金ノ移動ニ關シ必要ナルモノニ限ルコト
- 二 占領地ノ通貨相紙ノ爲替比率ハ豫算上適用スル夫々ノ日本圓ニ對スル換算率ヨリ裁定シタルモノトスルコト
- 三 占領地ニ在ル本邦ノ銀行(以下銀行ト稱ス)ヲ占領地間ノ爲替ノ取扱機關トスルコト

四 一般人ノ爲替取引（兩替ヲ含ム）ハ銀行ヲ相手方トスル場合ニ限
ルコト

五 南方開發金庫ヲ爲替取引ノ調整機關トシ銀行ノ爲替尻ノ調整ニ當
ラシムルコト

六 銀行ノ顧客トノ取引ニ因リ生シタル爲替尻ハ南方開發金庫ニ其調
整ヲ求ムルコト

七 南方開發金庫ハ銀行以外ノ一般人ヲ相手方トスル爲替取引ヲ爲サ
ザルモノトスルコト

八 占領地ニ爲替管理ヲ實施シ爲替取引ニ關スル取締ヲ爲スコト

九 本要領ニ依ル銀行ノ爲替取引ニ付テハ大藏省ノ事前承認ヲ要セザ
ルコトトスルコト

- 一、占領地毎ニ交易及交易外ヲ通シテノ資金計畫ヲ樹立スルコト
- 二、爲替管理ノ實施ニ依リ資金移動ノ適正ヲ期スルコト
- 三、爲替管理ノ具体的内容ハ別ニ定ムルコト
- 四、爲替ノ表示通貨ハ被仕向地ノ通貨トシ日本圓表示ノモノハ認メ
ルコト
- 五、銀行ノ爲替買賣手数料ニ付テハ銀行間ニ於テ協定セシメ總司令
ノ認可ヲ受ケシムルコト
- 六、銀行ヨリ爲替取引ニ關スル報告書（月報）ヲ軍政總監部及管轄
政監部ニ提出セシムルコト

ハ南方開發金庫昭南支金庫ヲ爲替取引ニ關スル中央調整機關トシ各
支金庫及出張所ノ爲替勘定ハ之ヲ同支金庫ニ集中スルコト
ハ南方開發金庫ノ銀行ヲ相手方トスル爲替買手數料ニ付テハ銀行
トノ間ニ協定セシメ總司令官ノ認可ヲ受ケシムルコト

經主發第七一六號

南方占領地間ノ爲替送金取扱ニ關スル暫定措置ニ關スル件

昭和十七年十月二十八日

陸軍省經理局長 架橋 保正

大藏省爲替局長 原口 武夫 殿

首題ノ件左記理由ニ基キ別紙案ニ依リ實施致度細意見承知致度
記

一、南方占領地經濟施策上占領地ノ治安恢復ニ伴ヒ漸時占領地相互ノ
交易關係ヲ正常化スルヲ必要トス
二、現在實施シアル臨軍會計ニ依ル交易制度ヲ以テ占領地相互間ノ交
易全部ヲ處理スルハ現状ニ即セサルノミナラズ事實上不可能ニシ

テ反ツテ密貿易ヲ助長スルノ結果ヲ招來ス
三 帆船貿易ニ依ル小額交易ヲ正常ナル爲替關係ニ於テ認ムルハ前各
號ノ趣旨ニ合致スルノミナラズ金額少ナルヲ以テ占領地相互間ノ
通貨爲替値久對策上何等惡影響ヲ及ホサス

南方占領地間ノ爲メ生命取扱ニ關スル
暫定措置ニ關スル件（案）

要領

- 一 占領地間ニ爲替送金ヲ認ムル範圍ハ南方地域ニ於ケル民需物資ノ交流處理要領ニ據リ軍ノ處理スルモノヲ除ク民間ノ小額交易ノ決済並ニ交易外ノ貸借決済及資金ノ移動ニ關シ必要ナルモノニ限ルコト
- 二 占領地ノ通貨相互ノ爲替比率ハ一對一トスルコト
- 三 占領地ニ在ル本邦ノ銀行ハ以下銀行ト稱スルヲ占領地間ノ爲替ノ取扱機關トスルコト
- 四 一般人ノ爲替取引ハ銀行ヲ相手方トスル場合ニ限ルコト
- 五 南方開發基金應テ爲替取引ノ調整機關トシ銀行ノ爲替宛ノ調整ニ當ラシムルコト

六 銀行ノ顧客ハ銀行ヲ含ムトノ取引ニ因リ生シタル爲替尻ハ南方
開發金庫ニ其調整ヲ求メ得シムルコト

七 南方開發金庫ハ銀行以外ノ一般人ヲ相手方トスル爲替取引ヲ爲サ
スルモノトスルコト

八 南方開發金庫カ銀行トノ爲替取引ノ爲保有資金ノ種類的調整(即
チ非、盾、ルビ、資金ノ一部ニ餘裕アリ一部ニ不足チ去クル場合
其ノ間ノ調整)ヲ必要トスルトキハ臨時軍事情特別會計ニ其ノ調
整ヲ求メ得ルモノトスルコト

九 占領地ニ爲替管理ヲ實施シ爲替取引ニ關スル取締ヲ爲スコト

十 本要領ニ依ル爲替取引實施ニ際シテハ藏爲總第七七二六號通牒ノ
方法ニヨルコト

措 置

一 占領地毎ニ交易外爲替シテノ資金計畫ヲ對立スルコト

- 二、爲替管理ノ實施ニ依リ資金變動ノ適正ヲ期スルコト
- 三、爲替管理ノ具体的内容ハ別ニ定ムルコト
- 四、爲替ノ金額ハ占領地ノ通貨表示トシ日本圓表示ノモノハ認めザルコト
- 五、銀行ノ爲替賣買手数料ニ付テハ銀行局ニ於テ協定セシメ總司令官ノ認可ヲ受ケシムルコト
- 六、銀行ヨリ爲替取引ニ關スル報告書（月報）ヲ軍政總監部及管轄軍政監部ニ提出セシムルコト
- 七、南方開發金庫昭南支金庫ヲ爲替取引ニ關スル中央調整機關トシ各支金庫及出張所ノ爲替勘定ハ之ヲ同支金庫ニ集中スルコト
- 八、南方開發金庫ノ銀行ヲ相手方トスル爲替賣買手数料ニ付テハ銀行トノ間ニ協定セシメ總司令官ノ認可ヲ受ケシムルコト

参 考 (南方總軍藤本氏ノ未定稿私案)

南方占領地爲督管理規則 (案)

Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

南方占領地爲管理規則 (案)

一條 本令ニ於テ本令施行地外トハ「ジャワ」、緬甸、「ボルネ

オ」(海軍ノ軍政擔任地域ヲ除ク)、佛領印度支那及泰國ヲ謂フ

(註) 治集團ニ在リテハ

馬來、「緬甸」、「ボルネオ」(海軍ノ軍政擔任地域ヲ除ク)、

佛領印度支那及泰國

林集團ニ在リテハ

馬來、「ジャワ」、「ボルネオ」(海軍ノ軍政擔任地域ヲ

除ク)、佛領印度支那及泰國

離集團ニ在リテハ

馬來、「ジャワ」、緬甸、佛領印度支那及泰國

二條 本令ニ於テ爲替トハ本令施行地外ニ仕向ケ又ハ本令施行地

外ヨリ本令施行地ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、支拂摺書、

信爲書又ハ郵便爲替ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ信用狀トハ荷爲替信用狀、逆爲替信用狀、旅行信用狀、爲替買取指圖、爲替買取推薦狀、貨物引換拂指圖書、其ノ他此等ニ準ズルモノヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ證券トハ本邦又ハ外國ノ公債、債權此債券此等ノモノノ利札、株式、株式拂込證券又ハ當籤ヲ謂フ

第五條 商取引ノ必要其ノ他ノ實需ニ基クコトナク本令施行地ノ通貨ノ爲替相場ノ變動又ハ差異ニ依リ利益ヲ得ルコトヲ目的トシテ爲替本令施行地外ノ通貨又ハ奉養施行地外ノ通貨ヲ以テ表示スル債權（爲替及證券ヲ除ク）ノ賣買ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ爲替ノ買入ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ取得シタル信用狀ニ基キ振出サレタル爲替ノ支拂ヲ爲ス爲、爲替ヲ買入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第一號ニ依リ許

可申請書ヲ提出スベシ

第七條

軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ爲替ノ賣却ヲ爲スコト
ヲ得ズ、但シ爲替銀行ヲ相手方トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スベシ

第八條

軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ本令施行地外ニ杜向ケ
タル信用狀ヲ發行又ハ取得スルコトヲ得ズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第三號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スベシ

第九條

軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ通貨ノ賣買ヲ爲スコト
ヲ得ズ、但シ爲替銀行ヲ相手方トシ二百圓相當額以下ノ賣買ヲ爲
ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第四號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スベシ

施行地ニ在ケタル爲替ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ取得シタル信用狀ニ基キ派出サレタル爲替ノ支拂ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第五號ニ依ル許可申請書ヲ提出スベシ

第十一條 軍司令官ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ通貨ヲ本令施行地外ニ送付又ハ携帶スルコトヲ得ズ、但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル本令施行地外ノ通貨ヲ送付又ハ携帶スルトキ

二 軍人又ハ軍屬カ其ノ所有スル軍票ヲ携帶輸出スルトキ

三 前條ニ該當セザル者カ二百圓相當額以下ノ金額ヲ携帶輸出スルトキ

四軍ノ必要ニ基キ輸入スル
 前項ノ通貨ニハ金貨ヲ含マズ
 第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第六號ニ依ル
 第十二條 軍司令官ノ許可ヲ受ケルニ非ザンバ本令施行地ノ通貨ヲ
 輸入スルコトヲ得ズ。但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 本令施行地へ輸入スル目的ヲ以テ本令施行地外ニ於テ其ノ輸
 出ニ付許可ヲ受ケタル金貨ヲ輸入スルとき
 二 軍人又ハ軍馬ガ其ノ所有スル軍票ヲ携帯輸入スルとき
 三 前號ニ該當セザル者ガ二百圓相當額以下ノ金額ヲ携帯輸入ス
 ルとき
 四 軍ノ必要ニ基キ輸入スルとき
 前項ノ許可ヲ受ケン者ハ本令附屬申請書式第七號ニ依ル許
 可申請書ヲ提出スベシ

前項ノ通貨ニハ金貨ヲ含マズ
 第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第六號ニ依ル
 第十二條 軍司令官ノ許可ヲ受ケルニ非ザンバ本令施行地ノ通貨ヲ
 輸入スルコトヲ得ズ。但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 本令施行地へ輸入スル目的ヲ以テ本令施行地外ニ於テ其ノ輸
 出ニ付許可ヲ受ケタル金貨ヲ輸入スルとき
 二 軍人又ハ軍馬ガ其ノ所有スル軍票ヲ携帯輸入スルとき
 三 前號ニ該當セザル者ガ二百圓相當額以下ノ金額ヲ携帯輸入ス
 ルとき
 四 軍ノ必要ニ基キ輸入スルとき
 前項ノ許可ヲ受ケン者ハ本令附屬申請書式第七號ニ依ル許
 可申請書ヲ提出スベシ

十三條 軍司令官ノ許可ヲ受ケルニ非ラレバ金貨、金地金、金ノ
合金又ハ金ヲ主タル材料ノ物ヲ輸出スルコトヲ得ズ、前項ノ
許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第八號ニ依ル許可申請
書ヲ提出スベシ

十四條 軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ第六條、第十一條又
ハ前條ニ規定スル以外ノ方法ニ依ル本令施行地外ヘノ送金ヲ爲ス
コト得ズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第九號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スベシ

十五條 軍司令官ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ本令施行地ヨリ本令
施行地外ニ仕向ケタル為替ノ送金ノ依頼又ハ引受ヲ爲スコトヲ得
ズ、但シ爲替銀行ニ對シテ且ノ依頼ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スベシ

第十六條

軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ本令施行地外ヨリ本

令施行地ニ仕向ケタル爲替取立ノ依頼又ハ引受ヲ爲スコトヲ得ズ

但シ爲替銀行ニ對シ取立ノ依頼ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十一號ニ依ル

許可申請書ヲ提出スベシ

第十七條

軍司令官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ證券ヲ輸出又ハ輸入

スルコトヲ得ズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十二號ニ依ル

許可申請書ヲ提出スベシ

第十八條

南方開發金庫又ハ銀行ニ在ラザル者ハ爲替業務ヲ營ムコ

トヲ得ズ

第十九條

本令施行後繼續シ又ハ新規ニ爲替業務ヲ營マントスル銀

行ハ軍司令官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケタル銀行ハ爲替銀行ト謂ヒ軍司令官之ヲ告示ス

第一項ノ許可ヲ受ケントスル銀行ハ本令附屬申請書式第十三號ニ依ル許可申請書ヲ提出スベシ

第二十條 爲替銀行ハ第六條又 第七條ノ規定ニ拘ラズ顧客ノ爲替取引ニ因リ生シタル為替資金調整ノ爲南方開發金庫ニ相手方ト

爲替ノ賣買ヲ爲スニ付軍司令官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第二十一條 爲替銀行ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ拘ラズ爲替取立ノ依頼又ハ引受ヲ爲スニ付軍司令官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第二十二條 爲替銀行ハ其ノ爲替業務ニ關シ本令附屬報告書式第一號乃至第一號ニ依ル報告書ヲ軍司令官ニ提出スベシ

第二十三條 第六條乃至第十九條ノ規定スル取引又ハ行爲ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ軍律ニ依リ五年以下ノ監禁又ハ一萬圓以下ノ過料ニ處ス、但シ取引又ハ行爲ノ目的物ノ金額が一萬圓ヲ超

ユルトキハ過料ハ當該金額ノ三倍以下トス

第十三條ノ規定ニ違反シ金貨、金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材
料トスル物又ハ證券ヲ輸出スル目的ヲ以テ收得シ又ハ輸出セント
シタル者亦前項ニ同ジ
前條ノ規定ニ違反シ爲替銀行カ報告ヲ爲サズ又ハ眞偽ノ報告ヲ爲
シタルトキハ五千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十七年 月 日ヨリ之ヲ施行ス
南政令第二號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(書式 略)

海防令第二種ハ...

本令ハ...

...

明治十八年七月一日

...

外務局長

原口

高等局長

東條

杉山

天野

軍政令第五號支那向送令取番規則ノ件

首題ノ件ニシテ...

...

百政令第五號

支那向送命取簿規則制定，件

支那向送命取簿規則，件別冊，通定△

昭和十八年三月六日

南方最高指揮官旧寺 内 壽 一

支那向現金取寄規則

第一條

南方占領地ニ在リテハ爲替銀行ヨリ支那(香港占領地ヲ含ム以下同ジ)へ仕向ケタル爲替ノ買入以外ノ方法ニ依ル支那向ノ送金ヲ爲スコトヲ得ズ但シ軍ガ軍票ヲ送付スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條

南方占領地ニ在リテハ軍政署(北ボルネオニ在リテハ參謀長)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ爲替銀行ヨリ支那へ仕向ケタル爲替ノ買入ヲ爲スコトヲ得ズ但シ軍ノ買入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ附屬申請書式ニ依ル許可申請書二通ヲ作成シ最寄南方軍政署(南洋軍政署)ノ存セザル地ニ在リテハ本邦銀行ヨリ送テ軍政署(北ボルネオニ在リテハ軍司令部)ニ提出スベシ

第三條

爲替銀行ハ前條ノ規定ニ拘ラズ顧客ニ買却シタル支那へ仕向ケタル爲替ノ出合ヲ求ムル爲南方軍政署ヨリ爲替ノ買入ヲ爲スニ付軍政署ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第四條 爲奉送行ハ須容ニ支那へ仕向ケタル爲奉送却シタルトキハ本
令附屬表式書式ニ依リ報告書二章ヲ作成シ最寄兩方縣官印、兩方
縣官印ヲ添付セザルニ在リテハ本部發行ヲ經テ軍政使部へ北ボルネ
オニ在リテハ軍司令部へニ提出スベシ
第五條 爲奉送行ハ須容ニ支那へ仕向ケタル爲奉送ノ買却ヲ爲スニ付該
須容ガ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコトヲ確認スルニ非ザレバ
之ヲ爲スコトヲ得ズ
第六條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シ支那へノ送金ヲ爲シ又ハ支
那へ仕向ケタル爲奉送ノ買入ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮
又ハ一萬圓相當額以下ノ罰金ニ處ス但シ該送金額又ハ爲奉送買入額ガ
一萬圓相當額ヲ超ユルトキハ罰金ハ該送金額ノ三倍以下トス
第七條 規定ニ基キ提出スル許可申請書ニ遺憾ノ記載ヲ爲シタル者
ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓相當額以下ノ罰金ニ處ス
第八條 又ハ第五條ノ規定ニ違反シ爲奉送行ノ代表者代理人、使用人

其、他、從業者が該銀行、兼務ニシテ報告ヲ爲サズ若ハ該銀行、
報告ヲ爲シ又ハ確認ヲ怠リタルトキハ五千圓相當額以下、罰金ニ處
ス

第七條 法人其、他、團體（組合ヲ含ム以下團體ト稱ス）、代表者又
ハ團體若ハ人、代理人、使用人其、他、從業者が其ノ團體又ハ人ノ
業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル、外
其ノ團體又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス
本令施行地外ニ本店ヲ有スル該銀行ノ代理人、使用人其他ノ從業
者ガ本令施行地内ニ在ル支店、出張所、業務ニ關シ前條ノ違反行爲
ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル、外其ノ支店、出張所、及又ハ之
ニ關ズル者ニ付亦前項ノ罰ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行ス

附 則 書 式

報告書式

支那へ仕向ケタル爲替賣却報告書

昭和何年何月分

住所商號

商人、住所氏名 及商號	受取人、住所 氏名及商號	支拂地	爲替ノ種類	金額	賣却日	備考

注意

- 1 本報告書ハ各月分ニ翌月十五日迄ニ提出スベシ
- 2 金額ハ部費ヲ以テ記シテスベシ

支那へ仕向ケタル爲替買入許可申請書
軍政監（北平ルネオニ在リテハ參謀長）
年 月 日 殿

申請者ノ住所
職業、氏名又ハ商號
（代表者）



題ノ件左ノ通り及申請候也

- 一 爲替ノ種類
 - 二 爲替ノ受取人ノ住所職業及氏名又ハ商號
 - 三 爲替ノ支拂地並ニ支拂人ノ住所職業氏名又ハ商號
 - 四 賣渡人ノ住所職業及氏名又ハ商號
 - 五 買入ノ豫定時期
 - 六 買入ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 其ノ他參項トナルベキ事項

3 支拂地 (中支那、南支那、北支那、香港占領地) ノ異ル毎ニ別
紙記載スベシ

4 備考ノ欄ニ許可證番號ヲ附記スベシ

支那向送金取締規則運用方針

- 一、本規則ニ依リ許可シ得ルモノハ別表ノ地域ニ仕向ケタル送金ニ限ルコト
- 二、本規則ニ依リ許可シ得ルモノハ本邦人又ハ華僑ノ前項ノ地域ニ在住スル家族ニ對スル送金ニ限ルコト
- 三、許可ノ限度ハ左ノ通りトスルコト
 - (イ) 本邦人ニ在リテハ本人ノ收入ニ應ズル相當額
 - (ロ) 華僑ニ在リテハ一箇月一家族ニ付一〇〇圓以内
- 四、華僑團體、支那系銀行及信局（以下信局等ト稱ス）ハ本邦銀行ノ下請機關トシテ利用スルコト
- 五、信局等ハ本邦銀行ノ下請機關トシテ利用スルニ付テハ許可制ニ付コト
- 六、信局等ハ華僑ヨリ送金ノ申込ニ受ケ相當額ニ達スル毎ニ送金明細書ニ作成シ本邦銀行ニ送金ノ取次ニ爲スコト

七前項ノ場合ニハ信局等ハ自己ノ送金ニ非ザルヲ以テ許可ヲ要セザル
コト

八本邦銀行ハ信局等ヨリ送金ノ取次ヲ受ケタルトキハ送金明細書ヲ添
付シ在支本邦銀行（取引先タル）ニ爲替ノ取組ヲ爲スコト

九在支那銀行ニ爲替ノ到達シタルトキハ該銀行ハ下請ノ信局等ヲ利用
シ送金ノ支拂ヲ爲スコト

十在支本邦銀行ハ送金受取人ヨリ送金受領證ヲ徴シ占領地ノ本邦銀行
ニ送付スルコト

十一本邦銀行ハ送金受領證ヲ下請ノ信局等ニ交付シ華僑ニ送金ノ到達シ
タルコトヲ傳達スルコト

十二信局等ノ送金引受手数料ハ百圓ニ付五十錢（五十圓以下ノ場合ハ四
十錢）トスルコト

但シ右ハ南方占領地ニ於ケル信局等ノ手数料ナルヲ以テ支那ニ於ケ
ル信局等ノ手数料ニ付テハ別途支那總領又ハ香港總督府ノ決定スル

所ニ依リ送金額ヨリ之ヲ控除スルモノトス

十三 銀行ノ送金手数料ハ政府ノ補償料ヲ加算シ百圓ニ付五十錢（政府ノ補償料二十五錢）トスルコト

十四 本邦銀行ガ南方開發金庫ニ賣爲替ノ集中ヲ爲スベキ時期ハ毎週末トスルコト

前項ノ爲替集中ハ各半期末ヲ受渡期日トスル豫約爲替ヲ以テスルコト

十五 許可申請書ノ處理ニ關スル具体的手續ハ南政令第一號ノ場合ニ準ジ各軍政監部ニ於テ之ヲ定ムルコト

十六 南政令第一號ノ場合ニ準ジ許可申請書ノ處理狀況及許可實績ヲ毎月軍政總監ニ報告スルコト

藏外爲第貳壹四五九號

起案 昭和十八年十月二十八日

外資局長 原口

爲替課長 東條

南方地域ト他地域トノ爲替取引ニ適用スベキ爲替換算率ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ別紙廣議書ノ通承認制ヲ廢止相成候處外國人關係ノモニ付テハ特ニ有利ナル爲替換算率ヲ認ムルノ要經之ニ付左案ヲ以テ關係銀行ニ通牒相成可然哉

案ノ一

十八年十月三十日

外資局長

正金
臺灣
帝國

各銀行宛

南方地域ト他地域トノ爲替取引ニ適用スベキ爲替換算率ニ關スル件

南方占領地域、ビルマ及比律賓ヲ除ク圏内各地域ヨリ同地域ニ仕向ケタル送金爲替又ハ同地域ヨリ他地域ニ仕向ケタル取立爲替ニシテ送金受取人若ハ爲替取組人又ハ送金依頼人若クハ爲替支拂人ガ外國人ナル場合ニハ戰前ニ於ケル爲替換算率ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合ニハ貴局ノ承認ヲ受ケラレ度右及通牒候也

案ノ二

年 月 日 外 資 局 長

陸軍省經理局長

海軍省經理局長

(件名首題ノ件)

原ノ件ニ關シ本日付ヨリ以テ別紙寫ノ通リ通牒成度ニ付候了知相成

[Faint, mostly illegible handwritten text on the right page]

決意 延和十八年十一月十一日

外務部長

久保

海軍部長

海井

海井

陸軍部長

久保

陸軍省 齋谷少佐ヨリ別紙ノ通印懸シタルニ付テハ左キニ以テ回答相成
可然哉

案

年 月 日 長

陸軍省 齋谷

齋谷 少佐 宛

緬甸國ト泰國國ノ貿易外ノ取引ニ付テハ同和十八年七月九日附ニ以テ
貴省總理部長ヨリ「第六號軍地城ト國內各該領管管取
引ニ關スル件」第二條、佛印トノ聯合「泰佛印同益會」ニ依リ貴省
相成當方長存候之儀

(電報寫)

南方軍政總監 一軍務局長宛 (一、二)

緬甸國ト泰國トノ交通頻繁化ニ鑑ミテ邦人關係ノ圓爲替送金ノ取扱ニ開始シ度旨申出アリタル處南方甲地域ト泰國トノ間ニハ現在貿易外ノ取引ニ就テハ特別圖ニヨル決濟制度存セザルヲ以テ俄ニ認可ナリ難シト考ヘルモ本件至急何分ノ指示相成度

○本件ニ關シ御意見伺ヒ度

見 當方ニ於テハ先般ノ甲地域ヨリ乙地域向送金ノ場合ニ含マシメ度意

南方甲地域（陸軍地区）ト國內各地間爲替取引ニ關スル件

第一本邦トノ場合

一、本邦向送金

(一) 左ニ該當スルモノニ付テハ必要額ヲ許可スルコト

- イ 旅 費
- ロ 生活費
- ハ 教育費、醫療費
- ニ 保険料
- ホ 借入金ノ返済ニシテ已ムヲ得ザルモノ
- ヘ 事業利益金ノ送金但事業擔當者ノ資金状態等ヲ勸察シ必要ト認ムルモノ
- ト 本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスル南方事業ニ屬スル費用但事業擔當者ノ資金状態、費用ノ性質等ヨリ勸察シ必要ト認ムルモノ
- チ 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

○本邦ニ於テ必要トスル南方事業ニ屬スル費用但事業擔當者ノ資金状態、費用ノ性質等ヨリ勸察シ必要ト認ムルモノ

ト 本邦ニ於テ支拂ヲ必要トスル南方事業ニ屬スル費用但事業擔當者ノ資金状態、費用ノ性質等ヨリ勸察シ必要ト認ムルモノ

ヘ 事業利益金ノ送金但事業擔當者ノ資金状態等ヲ勸察シ必要ト認ムルモノ

（一）前項イ乃至ニノ送金ニシテ一ヶ月二百圓以下ノモノニ付テハ爲

替銀行ニ經由スル場合ニ限り軍政廳（ボルネオニ在リテハ參謀

長）ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザルコト

（二）爲替ハ圓貨表示トスルコト

（三）爲替銀行ニ相手方ノ許可ノ要否竝ニ有無ヲ確認セシムルコト

（四）爲替銀行ニ取引ニ關シ報告セシムルコト

（五）仕向送金爲替、被仕向取立爲替ニ適用セララルル爲替換算率ハ差

當リ豫算上適用スル換算率ニ依ルコト

三、本邦ヨリノ送金

（一）左ニ該當スル送金ハ許可スルコト

イ 旅費

ロ 生活費

ハ 教育費、醫療費

ニ 保険料

新聞社映畫社關係會

ト 其ノ種特ニ必要ト認メタルモノ

（一）爲替ノ換算率ハ送金人、受取人ノ孰レカガ本邦人ナラザルトキ

ハ戰前ノ換算率ニ依ルニ原則トスルコト

（二）爲替ハ圖表表示トスルコト

第三泰、佛印トノ場合

一、泰佛印向送金

（一）左ニ該當スル送金ハ必要經ニ許可スルコト

イ 旅 費

ロ 生活 費

ハ 教育 費 養 育 費

ニ 借入金ノ返済ニシテ已ムニ得ザルモノ

ホ 民間小額交易等ニ伴フ決済

へ 其ノ他特ニ必要ト認メタルモノ

(一) 南方甲地域ニ於ケル爲替取引ハ軍政監 (ポルネオニアリテハ參謀長) ノ許可ヲ要スルコト

(二) 前項イ乃至ハノ送金ニシテ一ヶ月二百圓超過額以下ノ場合ハ許可ヲ要セザルコトトスルコト

(三) 爲替ハ即貨表示トスルコト

(四) 南方甲地域ニ於ケル爲替ハ現行同爲替集中ニ違フ本邦銀行ヨリ南方開發金庫ニ經由シ日本銀行へ集中スルモノトスルコト

(五) 爲替ノ取扱機關ハ差當リ本邦銀行ニ限ルモノトシ銀行ノ爲替賣買手数料ハ別ニ之ニ定ムルコトトマルコト (爲替集中補償料ハ二十五錢ト設定ス)

二、兩替

(一) 旅行等ノ便宜ノ爲メ又ハ佛印ノ稱售ト南方甲地域現地通貨 (兩替) トノ所管ヲ認ムルコト

同前ノ爲替行リ本邦貨幣銀行ニシテ行ハシムルコト

二十...
一...
二...
三...
四...
五...
六...
七...
八...
九...
十...
十一...
十二...
十三...
十四...
十五...
十六...
十七...
十八...
十九...
二十...

同兩邊ニ付テハ一人百口以下ノ場合ハ可ク要セザルニトスル
コト

四 南方甲地域ニ於ケル兩邊ハ現行南方甲地域邊境相互間ノ兩邊集
中ニ導ジ本邦銀行ヨリ南方開發金庫へ集中スルコト

三 爲參差ハ兩邊ノ許可ニ當リニハ泰海會、又ハ佛印邊境トノ爲參差
ハ兩邊ノ管借差ハ受拂ノ狀況ニ勘案シ之ガ調節ニナスコト

第三 滿洲、關東州トノ場合

一 南方甲地域ヨリ滿洲及關東州ニ導スル開發金ノ範圍ハ左ノ如ク
スルコト

イ 滿洲及關東州在住ノ邦人ニ對シテハ本邦向同様ノ範圍及金額
ニ對シテ認ムルコト

ロ 滿洲及關東州在住ノ滿支人等ニ對シテハ支那向同様ノ範圍及
金額ニ對シテ認ムルコト

二、爲替ハ同貨券示トスルコト

三、爲替取扱ハ兼營リ本邦銀行ニ限ルモノトスルコト

四、南方甲地域ニ於ケル爲替ハ現行同爲替集中ニ準ジ本邦銀行ヨリ南方開發令處ニ經由シ日本銀行へ集中スルモノトスルコト

五、南方甲地域ニ於ケル爲替取組ハ專政監へボルネオニ在リテハ參謀長ノ許可ニ要スルコト

但シ日本人ニ對シテハ一人一ヶ月二〇〇圓以下ノモノニ付テハ許可ニ要セザルモノトスルコト

明治十八年一月七日

大藏省 明治十八年一月十三日

外資局長 山口

高橋長 兼 長

海軍局長 久保

大野

南方占領地ニ於ケル調査等調査中
ニ關スル件

本邦外資調査等進行ノ南方占領地或新近活潑ノ本年一月以降ノ調査等
高橋ハ南方調査全圖ヲシテ之ヲ高橋中調定ニ基中相成口トニ決定相
其ノ旨實施要綱ニ附シ左案一ヲ以テ南方開發全圖及關係外國爲替銀行
ニ通牒相成左案二ヲ以テ日本銀行ニ通知相成左案三ヲ以テ大東亞省、陸
軍省、海軍省連絡相成可然哉

年 月 日

外 資 司 長

南 方 開 發 公 庫

横 濱 正 金 銀 行

三 井 銀 行

三 井 銀 行

宛

南方占領地域ニ於ケル國爲發給高集申ニ關スル件

本邦爲發給行ノ南方占領地域所在所額ノ本年一月以降ニ於ケル國爲發給引
ニ付テハ南方開發公庫ニ對シ之ガ出合ヲトルコトニ決定相成候ニ付左記要
旨ニ依リ實施相成候
右及遺候也

案ノ二

年 月 日

外 局 長

日本銀行外事局長 宛

南方占領地域ニ於ケル關爲等高等中ニ列スル件

標記ノ件ニ關シ左記ノ通決相成本日之ガ實地方面方關會金庫及關係爲
銀行ニ通達相成候ニ付右ニ依リ實行方關收計相成候ニ及及通知候也

記

(以下案ノ一ニ同ジキニ付略)

年 月 日 三

外 資 局 長

大 東 亞 運 送 局 長

西 方 事 務 局 長

陸 軍 官 理 理 局 長

海 軍 官 理 理 局 長

宛

西 方 官 理 理 局 長 二 於 ケル 郵 為 夫 寺 高 集 中 ニ スル 件

記 事 二 併 シ 本 日 日 本 郵 行 西 方 郵 務 局 及 郵 務 行 ニ 寄 シ 別 送 一 皮 二 一
通 函 相 成 候 ニ 付 此 照 及 通 函 知 候 也

(別 送 一 及 二 八 皮 一 一 及 二 二 同 ジ キ ニ 付 通 函)

一、南方占領地現所在本邦銀行、昭和十八年一月以降ニ於ケル利息及
買入高ハ之ヲ南方開發會社ニ其ノ出合ヲトルコト

二、前項ノ爲替等高價中ハ差當リマライ及北部ボルネオ地區、スマト
ラ地區、マヤワ地區、ビルマ地區、ヒリツピン地區、南部ボルネ
オ、セレベス及セラム地區、ニューギニア地區ヲ各單位トシテ原
則トシテ逐週末ニ週中ノ買却高及買入高ニ付之ヲ行フコト

三、前項ニ依ル南方開發會社各店ニ出合ヲトルコト、前爲替買入ハ買却高及買入
高ニ分チ天々本會社ニ其ノ出合ヲトルコト

四、前項ニ依ル南方開發會社本會社ノ各地域通貨爲替ノ買却高及買入高
及買入高ニ分チ日本銀行ヲ通ジテ其ノ買却高及買入高中決定ニ其ノ出合
ヲトルコト

五、前各項ノ出合爲替取引ハ何レモ各半期末日ヲ受渡トスル契約爲替
ニ依ルコトトシ各期末ニハ買却高及買入高ニ付當時ノ爲替換算率ヲ以

テ更ニ年用開帳長シヨクノ授受ハ之ヨリ行ハザルコト
大開爲差支却又ハ買入ニ付スル銀行ノ手致料ハ當分ノ開百割ニ付五
十割程差トシテ方開帳金額ノ日本銀行ヲ過ズル外實爲差持高懸中
勘定ニ對スル州合爲差取引ニ付テハ百圓相當額ニ付二十五割ノ補
償料ヲ納メシムルコト

爲南方占領地域所在本邦爲替銀行ノ圓
爲替持高集中ニ關スル事務取扱規程

第一條 南方占領地域所在ノ本邦爲替銀行（以下單ニ銀行ト稱ス）ノ

現地通貨ヲ對價トスル圓爲替ノ賣却高又ハ買入高ハ總テ之ガ出合等
當金庫ノ支金庫又ハ出張所ニ求メシムルモノトス但シ南方占領地居
住ノ外國人向送金以外ノ取引ニ關シ特殊ノ相場ニ依リ行ヒタルモノ
ニ付テハ之ヲ除外スルモノトス

第二條 本制度實施ノ際ニ於ケル銀行ノ現地通貨ヲ對價トスル圓爲替
持高ニ付テハ之ヲ賣却高及買入高ニ分チ夫々前條ニ準ジ其ノ出合ヲ
求メシムルモノトス

第三條 前二條ノ支金庫又ハ出張所ノ銀行トノ出合取引ニ依ル現地通
貨ヲ對價トスル圓爲替ノ賣却高又ハ買入高ハ總テ之ガ出合ヲ本金庫
ニトルモノトス

第四條 本金庫ハ前條ノ支金庫又ハ出張所トノ出合取引ニ依ル邦貨ヲ
對價トスル現地通貨爲替ノ買却高又ハ買入高ニ付之ガ出合ヲ日本

Handwritten text in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

一ニトルモノトス

第五條 本制度ニ依ル出合爲奪取引ハ純然タル持高危險ヲカバースル

ニ止ムルモノトシ資金ノ授受ハ原則トシテ之ヲ爲サザルモノトス

第六條 本制度運管ニ關シ南方占領地域ニ於テ處理セラルベキ事

項ニシテ重要ナルモノハ現地軍政當局ノ承認及ハ指示ヲ受ケルモノ

トス

第二章 支金庫又ハ出張所ノ本邦爲替銀行トノ間ノ取引

第六條 支金庫、出張所中銀種トノ爲替取引店並ニ其ノ管轄區域ヲ左

ノ通りトシ右管轄區域内所在銀行ノ圓爲替取引ハ原則トシテ區域別

ニ當金庫爲替取引店所在地ニ於ケル該銀行ノ店舗ニ付替ヘシノ一括

シテ之ガ出合ヲ求メシムルモノトス

マ	ラ	イ	支金庫	又	ラ	イ	地區			
バ	レ	ン	パン	出張所	又	マ	ト	ラ	地區	
ジ	ヤ		ワ	支金庫	又	ジ	ヤ		ワ	地區

	ビ ル	マ 支 金 庫		ヒ ル	マ 地 區
	比	島 支 金 庫		ヒ リ ツ ビ ン	地 區
	北 ボ ル ネ	オ 支 金 庫		北 ボ ル ネ	オ 地 區
	南 ボ ル ネ	オ 支 金 庫		南 ボ ル ネ	オ 地 區
	セ レ ベ	ス 支 金 庫		セ レ ベ	ス 地 區
	セ ラ	ム 支 金 庫		セ ラ	ム 地 區
	西 ユ ー ギ ニア	支 金 庫		西 ユ ー ギ ニア	地 區 (但シ舊蘭領地區)
	東 ユ ー ギ ニア	支 金 庫		東 ユ ー ギ ニア	地 區
	ニ ユ ー ア リ テ ン	支 金 庫		ニ ユ ー ア リ テ ン	地 區

第七條 銀行ノ圖爲替ノ賣却高又ハ買入高ハ原則トシテ毎週第一回營業日ニ其前週中ノ分ヲ取直メ之ガ出合ヲ求メシムルモノトス

第八條 銀行トノ出合取引ニ適用スベキ爲替換算率ハ銀行ノ對顧客取引ニ關シ當局ガ銀行ニ對シ指示セル換算率ニ依ルモノトシ別ニ政府補償料トシテ百圓ニ付二十五錢ノ割合ニ依リ之ニ相當スル現地通貨ヲ取求

スルモノトス但シ銀行が萬方占領地居住ノ外國人同位ニシテ殊
相場ニ依リ買入レタル國幣ニ付テハ前記當局ノ指示換算率ニ依ル
現地通貨額ト右時殊相場ニ依ル現地通貨額ニ銀行收得手数料ヲ加ヘ
タル現地通貨額トノ差額ヲ時殊相場差金トシテ徴求スルモノトス銀
行ガ準備ニ對スル對支送金爲替ノ買却ニ當リ百圓ニ付五十圓ヲ超ユ
ル割合ニ依リ手数料ヲ徴求シタルモノニ關スル出合取引ニ付テハ前
項政府補償料ノ外ニ當金庫手数料トシテ別ニ定メラレタル割合ニ依
リ之ニ相當スル現地通貨ヲ徴求スルモノトス

第九條 銀行トノ出合取引ハ當該取引日ノ始スル毎半期末營業日(三月
及九月中ノ出合取引ニ付テハ翌半期末營業日)ヲ受渡期トスル限約
ニ依ルコトトシ期日ニ於テハ買賣セツト・オフノ上差引買又ハ買越
高ニ付當局ノ指示スル爲替換算率ニ依リ翌半期末營業日ヲ受渡期
トスル限約ニ乗換ヘ平均換算率ニ依ル現地通貨額トノ差金ヲ授受ス
ルモノトス

十條 左記ノ場合ニハ第八條ニ拘ラズ政府補償料ノ授受ヲ爲サザルモノトス

(一) 官公金ニ關スル圖爲等取引ノ付替

(二) 銀行ノ負債ニ關スル旅費、給料及手當等ノ人件費、通信費、其他雜經費、物品購入代金等行内費用ノ付替又ハ預金付替

(三) コルレス先トノ利息ノ付替又ハ銀行ノ顧客約定ニ關セザル手数料ノ付替

(四) 其ノ他當局ノ承認ヲ受ケタルトキ

十一條 銀行ノ對顧客買賣等若ハ買賣替又ハ第八條第一項但書ノ時旅相場ニ依ル銀行ノ買賣替ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ基キ原相場ニ依リ取消ヲ爲シタルモノニ付テハ反對出合取引ニ關ジ幾ニ取求シタル政府補償料時旅相場差金又ハ當金庫手数料ハ之ヲ銀行ニ返戻スルモノトス

十二條 政府補償料、時旅相場差金及當金庫手数料ノ授受ハ月中ノ

銀引分ニ付登月切（三日切）ニ之ヲ行フモノトス

第三章 本金庫ノ支金庫又ハ出張所トノ間ノ取引

主三條 本金庫ノ支金庫又ハ出張所トノ間ノ出合取引ニ適用スベキ
爲替換算率ハ支金庫又ハ出張所ガ銀行トノ出合取引ニ適用シタル換
算率ニ依ルモノトシ政府補償料及特種相場差金ノ受拂ニ付テハ支金
庫又ハ出張所ハ之ヲ本支金庫勘定ヲ以テ匯チニ本金庫ニ付替フルモ
ノトス

第十四條 本令庫ノ支金庫又ハ出張所トノ間ノ出合取引ノ受渡期及期
日ニ於ケル中放方ハ第九條ニ準ジ來往差金ノ受拂ニ付テハ支金庫又
ハ出張所ハ本支金庫勘定ヲ以テ匯チニ本金庫ニ付替フルモノトス

第四章 本令庫ノ日本銀行トノ間ノ取引

第十五條 本令庫ノ日本銀行トノ間ノ出合取引ニ適用スベキ爲替換算
率ハ本令庫ガ本令庫又ハ出張所トノ出合取引ニ適用シタル爲替換算率ニ
依ルモノトシ則ニ政府補償料トシテ石出合取引ノ可備タル部會者ニ
付シ百圓ニ付二十五圓ノ割合ヲ以テ日本銀行ニ付替フルモノトス且シ

第八條 第一項但書ニ依リ支金庫又ハ出張所ガ銀行ヨリ特殊相場差金
ヲ要求シ政府補償料ノ要求ヲ拒カザルモノニ付テハ右特殊相場差金
ニ相當スル邦貨額ヲ特殊相場差金トシテ日本銀行ニ支拂フモノトス
第十六條 第十一條ニ依リ支金庫又ハ出張所ガ銀行ニ付シ返戻シタル
政府補償料又ハ特殊相場差金ニ付テハ日本銀行ヨリ之ニ相當スル邦
貨額ノ返戻ヲ受クルモノトス

第十七條 日本銀行ト、出合取引ハ當該取引日ノ屬スル毎半期末營業
日一三月及九月中ノ出合取引ニ付テハ翌半期末營業日一ヨリ受渡期ト
スル換約ニ依ルモノトシ明日ニ於テハ翌々日ト・オフノ上差引額
又ハ買取額高ニ付當局ノ指示スル為替換算率ニ依リ翌半期末營業日
ヨリ受渡期トスル換約ニ乘換ヘ平身換算率ニ依ル邦貨額ト、差金ヲ受
受スルモノトス

第十八條 政府補償料及特殊相場差金ノ受渡ハ月中ノ取引分ニ付取續メ
翌月初之ヲ行フモノトス

第十九條 政府補賃料、特殊相場差金及特殊差金、授受ニ因リ本條
ニ生ジタル租也補賃料、寺高又ハ青寺高ニ付テハ別ニ當局ノ指
示スル換算率ニ依リ換算賃料ニテ日本銀行ニ付シ置又ハ賣ノ出合ヲ
トルモノトシ其受渡期及期日ニ於ケル取扱万ニ付テハ第十七條ヲ適
用ス

昭和十八年六月

南方占領地爲替管理規則

外資局總務課南方第一係

式 商 會 法 律 第 一 條

昭 和 十 八 年 三 月 三 十 日 公 布

南方占領地爲替管理規則（昭
和十八年三月三十日公布）
比島軍政監監令第六號

第一條 本令ニ於テ爲替トハ本令施行地ヨリビルマ、マライ、ジャ
ワ、スマトラ、北ボルネオ（以下い地域ト稱ス）ニ仕向ケ又ハ
地域ヨリ本令施行地ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、支拂指圖書
又ハ電信爲替ニ謂フ

第二條 本令ニ於テ信用狀トハ荷爲替信用狀、逆爲替信用狀、旅行
信用狀爲替買取指圖書、爲替買取推薦狀、貨物證券引換拂指圖書
其ノ他此等ニ準スルモノヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ證券トハ公債社債^債此等ノモノノ利札、株式、
株式拂込證書又ハ富籤ニ謂フ

第四條 商取引トノ必要其ノ他ノ實需ニ基クコトナク本令施行地ノ
通貨ノ爲替相場ノ變動又ハ差異ニ因リ利益ニ得ルコトニ目的トシ
テ爲替、本令施行地外ノ通貨又ハ本令施行地外ノ通貨ニ以テ表示

スル債權（爲替ニ除ク）ノ買入ニ爲スコトニ後ス

第五條

軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ爲替ノ買入ニ爲スコトニ

得ス但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケル要セザル場合ニ含ム
- 得シタル信用狀ニ基キ振出サレタル爲替ノ支拂ノ爲、爲替ヲ買入ルルトキ

二、軍ノ買入ルルトキ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬田詰書式第一號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第六條

軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ爲替ノ賣却ニ爲スコトニ

得ス但シ爲替銀行ニ相手方トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第七條 軍政監ノ許可ニ受ケルニ非ザレハ該地域ニ仕向ケタル信用
狀ニ發行又ハ取得スルコトニ得ス但シ軍ノ取得スル場合ハ此ノ限
ニ在ラス

前項ノ許可ニ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二號ニ依ル許
可申請書ニ提出スヘシ

第八條 爲替ノ金額ハ被仕向地ノ通貨ニ以テ表示スヘシ

第九條 軍政監ノ許可ニ受ケルニ非サレハ本令施行地外ノ通貨ノ賣
買ニ爲スコトニ得ス但シ爲替銀行ニ相手方トシイ地域ノ通貨百比
相當額以下ノ賣買ニ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ニ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第四號ニ依ル許
可申請書ニ提出スヘシ

第十條 軍政監ノ許可ニ受ケルニ非サレハい地域ヨリ本令施行地ニ
仕向ケタル爲替ノ支拂ニ爲スコトニ得ス但シ左ニ掲グル場合ハ此

ノ限ニ在ニス

一、本令ノ指定ニ依リ許可ヲ受ケ（許可ニ要セサル場合ニ含ム）取
得シタル信用狀ニ基キ振出サレタル爲替ノ支拂ニ爲ストキ
二、爲替銀行カ殺仕向送金爲替ノ支拂ニ爲ストキ
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第五號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スヘシ

第十一條

軍政監ノ許可ヲ受クルニ非ザレハ本令施行地ノ通貨又ハ

本令施行地外ノ通貨ヲ輸出スルコトニ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ
此ノ限ニ在ニス

一、第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル本令施行地外ノ通貨
ヲ輸出スルトキ

二、軍人又ハ軍屬カ其ノ所有スル軍票ヲ攜帶シテ輸出スルトキ

三、前號ニ於テ當セサル者カ百比相當額以下ノ軍票ヲ攜帶シテ輸出ス

ルトキ

四軍ノ輸出スルトキ

五軍政部令第七號第一條又ハ監令第二號第一條ノ規定ニ依リ許可

受ケ(許可ニ要セサル場合ニ含ム)輸出スルトキ

前項ノ通貨ニハ金貨幣ニ含マズ

第一項ノ許可ニ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第六號ニ依リ許可申請書ニ提出スヘシ

第一項ノ許可ニ受ケ本令施行地ノ通貨又ハ本令施行地外ノ通貨ニ輸出シタル者ハ本令附屬報告書式第一號ニ依リ軍政監ニ報告スベシ

第十二條

軍政監ノ許可ニ受クルニ非サレハ本令施行地ノ通貨又ハ本令施行地外ノ通貨ニ輸入スルコトニ得ズ但シ左ニ添ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一い領域佛領印度支那又ハ泰西ニ於テ本令施行地ノ輸出ニ付

ノ許可ニ受ケタル金額ニ輸入スルトキ

二、軍人又ハ軍屬カ其ノ所有スル軍票ニ携帯シテ輸入スルトキ

三、前號ニ該當セザル者カ百比相當額以下ノ金額ニ携帯シテ輸入スルトキ

四、軍ノ輸入スルトキ

五、本邦ニ於テ本令施行地ヘノ輸出ニ付外國爲營管理法令ニ依リ許可ニ受ケタル（許可ニ要セザル場合ニ含ム）軍票ニ輸入スルトキ

前項ノ許可ニ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第七號ニ依リ許可申請書ニ提出スヘシ

第一項ノ許可ニ受ケ本令施行地ノ酒造又ハ本令施行地外ノ酒造ニ輸入シタル者ハ本令附屬報告書式第二號ニ依リ軍政廳ニ報告スヘシ

第十三條 軍政廳ノ許可ニ受ケルニ非サレハ金貨幣、金、金ノ合金又ハ金ニ主ナル材料トスル物ニ輸出スルコトニ行ス但シ、ノ

輸出スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第八號又ハ第九號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第一項ノ許可ヲ受ケ令貨幣、令地金、令ノ合令又ハ令ニ主タル材料トスル物ヲ輸出シタル者ハ本令附屬、報告書式第三號ニ依リ軍政監ニ報告スヘシ

第十四條 軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ第五條、第十條、第十一條又ハ前條ニ規定スル以外ノ方法ニ依ル本令施行地外ヘノ送令ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第一項ノ行爲ニ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第四號ニ依リ軍政監ニ報告スヘシ

第十五條 軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ本令施行地ヨリい地域

ニ仕向ケタル爲替ノ取立ノ依頼又ハ引受ニ爲スコトヲ得ス

但シ爲替銀行ニ對シ取立ノ依頼ニ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十一號ニ依ル

許可申請書ニ提出スヘシ

第十六條 軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハい地域ヨリ本令施行地

ニ仕向ケタル爲替ノ取立ノ依頼又ハ引受ニ爲スコトヲ得ス但シ爲

替銀行ニ對シ取立ノ依頼ニ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十二號ニヨル

許可申請書ニ提出スヘシ

第十七條 軍政監ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ證券ニ輸出又ハ輸入ス

ルコトヲ得ス但シ前ノ輸出又ハ輸入スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第十三號ニ依ル

許可申請書ニ提出スヘシ

許可申請書ヲ提出スヘシ

證券ヲ輸出又ハ輸入タル者ハ本令附屬報告書式第五號又ハ第六號ニ依リ財政監ニ報告スヘシ

第十八條 南方開發金庫又ハ銀行ニ非サル者ハ爲替業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十九條 本令施行後繼續シテ又ハ新規ニ爲替業務ヲ營マントスル銀行ハ財政監ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル銀行ハ爲替銀行ト稱シ財政監之ニ告示ス
第一項ノ許可ヲ受ケントスル銀行ハ本令附屬申請書式第十四號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシ

第二十條 爲替銀行ハ第五條乃至第七條又ハ第九條ノ規定ニ拘ラス
顧客（銀行ニ含まス以下同シ）ニ對シ爲替ノ賣買、信用狀ノ發行又ハい地域ノ海貨ノ賣買ヲ爲スニ付財政監ノ許可ヲ受タルコトヲ

要セス

第二十一條 爲替銀行ハ第五條、第六條又ハ第九條ノ規定ニ拘ラス
顧客ニ對シ賣買シタル爲替又ハい地域ノ通貨ノ出合ヲ求ムル爲南
方開發金庫ヲ相手方トシ爲替又ハい地域ノ通貨ノ賣買ヲ爲スニ付
軍政監ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

第二十二條 爲替銀行ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ拘ラズ爲替
ノ取立ノ依頼又ハ引受ヲ爲スニ付軍政監ノ許可ヲ受クルコトヲ要
セス

第二十三條 爲替銀行ハ其ノ業務ニ關シ本令附屬報告書式第七號又
ハ第八號ニ依ル報告書ヲ軍政監ニ提出スヘシ

第二十四條 爲替銀行ハ顧客トノ取引又ハ行爲ヲ爲スル付該顧客カ
本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコト又ハ許可ヲ受クルノ要ナキ
コトヲ確認スルニ非サレハ該取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 第二十五條 南方開發金庫ハ第五條第六條又ハ第九條ノ規定ニ拘ラ
 ス銀行ヲ相手方トシ爲替又ハい地域ノ通貨ノ賣買ヲ爲スニ付軍政
 監ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
- 第二十六條 南方開發金庫ハ銀行トノ爲替取引ニ關シ本令附屬報告
 書式第九號ニ依ル報告書ヲ軍政監ニ提出スヘシ
- 第二十七條 本令ニ基キ提出スヘキ許可申請書又ハ報告書ハ二通作
 成シ南方開發金庫又ハ爲替銀行ヲ經テ軍政監部ニ提出スヘシ
- 第二十八條 軍政監ハ必要アルトキハ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ
 徴シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況若ハ帳
 簿書類其ノ他物件ヲ檢査セシムルコトニ得
- 前項ノ檢査ニ爲ス場合ニ於テハ當該職員ハ檢査證票ニ携行スヘシ
- 第二十九條 軍政監ハ必要アルトキハ事項及人手指定シテ本令ニ定
 ムル取引又ハ行爲ノ制限ニ付除スルコトヲ得

ト得 / 南方開發金庫其ノ他軍政監ノ指定スル者ヲシテ取扱ハシムルコ

前項ノ規定ニ依リ南方開發金庫其ノ他軍政監ノ指定スル者ヲシテ
本令施行ニ關スル事務ノ一部ニ取扱ハシムル場合ニ於テ必要アル
トキハ軍政監之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ變更ニ爲ス場合亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ従事スル南方開發金庫其ノ他軍政
監ノ指定スル者ノ職員ハ之ヲ公務ニ従事スル者ト看做ス

第三十一條 第四條乃至第七條又ハ第九條乃至第十條ニ規定スル
取引又ハ行爲ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ監禁又

ハ一萬比以下ノ過料ニ處ス但シ取引又ハ行爲ノ目的物ノ金額カ一
萬比相當額ニ超ユルトキハ過料ハ當該金額ノ三倍以下トス

第十三條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シ令貨幣、金地金、金ノ合金

金ヲ主タル材料トスル物又ハ證券ヲ輸出スル目的ニ以テ收得シ又
一輸出セントシタル者亦同シ

第十一條乃至第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サス
又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ監禁又ハ五千比以下ノ
過料ニ處ス第五條乃至第七條、第九條乃至第十七條又ハ第十九條
ノ規定ニ基キ提出スル許可申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同
シ

第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ違反シ爲替銀行ノ代表者、代
理人使用人其ノ他ノ従業員カ其ノ業務ニ關シテ必要ナル報告ニ爲
サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ顧客トノ取引若ハ行爲ニ付確認ヲ
怠リタルトキハ六月以下ノ監禁又ハ五千比以下ノ過料ニ處ス

第二十六條ノ規定ニ違反シ兩方開發金庫ノ代表者、使用人其ノ他
ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタ
ルハ六月以下ノ監禁又ハ五千比以下ノ過料ニ處ス

第二十四條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サス虚偽ノ報告ヲ爲シ、業務
狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ニ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隠蔽
不實ノ申立其ノ他方法ニ依リ検査ヲ妨ケタル者ハ六月以下ノ監禁
又ハ五千比以下ノ過料ニ處ス

第三十二條

法人其ノ他ノ團體（組合ニ含ム以下團體ト稱ス）ノ代
表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ其ノ團體
又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ニ
罰スルノ外其ノ團體ノ代表者及之ニ準スル者又ハ人ニ對シ亦前條
ノ過料ニ科ス

本令施行地外ニ本店若ハ主タル事務所ニ有スル團體又ハ本令施行
地外ニ住所若シテ屬所ニ有スル人ノ代理人若シテ代理人ニ從業者
カ其ノ團體又ハ人ノ本令施行地内ニ在ル支店、出張所其ノ他ノ事
務所ハ以下支店等ト稱スルノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタル

マシ者ニ付亦前項ノ例ニ依ル

第三十三條 第二十八條ノ規定ニ依リ被直ニ從事スル職員若ハ第三十條ニ規定スル南方開發金庫其ノ他軍政監ノ指定スル者ノ職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務ノ執行ニ關シ知得タル團體又ハ人ノ業務トシテ秘密ニ漏洩シ又ハ窺用シタルトキハ千比以下ノ過料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
軍政部分第八號占領地相互間ニ於ケル軍人軍屬以外ノ旅行者ノ旅費取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

